

令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和4年2月28日（月）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時51分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	皆川康代
こども課長	川俣謙一
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	高田勝
学校教育課長	大鐘智夫

生涯学習課長

水 上 和 明

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

大 貫 厚

書 記

藤 田 真 弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）（市長提出）
- 日程 第 4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について）（市長提出）
- 日程 第 5 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）（市長提出）
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第20号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第22号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第24号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第25号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第26号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第27号 那須烏山市土地利用適正化条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市

- 長提出)
- 日程 第16 議案第29号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第17 議案第30号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第18 議案第31号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第19 議案第32号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第20 議案第33号 那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について(市長提出)
- 日程 第21 議案第34号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の廃止について(市長提出)
- 日程 第22 議案第9号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算(第10号)について(市長提出)
- 日程 第23 議案第10号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第24 議案第11号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第25 議案第12号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第26 議案第13号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第27 議案第14号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について(市長提出)
- 日程 第28 議案第15号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算(第3号)について(市長提出)
- 日程 第29 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計予算について(市長提出)
- 日程 第30 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第31 議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

- (市長提出)
- 日程 第32 議案第 4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第33 議案第 5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第34 議案第 6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第35 議案第 7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について(市長提出)
- 日程 第36 議案第 8号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算について(市長提出)
- 日程 第37 議案第35号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定について(市長提出)
- 日程 第38 付託第 1号 請願書等の付託について(議長提出)
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名です。定足数に達しておりますので、令和4年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月22日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願いいたします。

◎市長挨拶

○議長（渋井由放） ここで、市長の挨拶と併せ、施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

[市長 川俣純子 登壇 挨拶]

○市長（川俣純子） おはようございます。本日ここに、令和4年第1回那須烏山市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、御参集を賜り、御礼を申し上げます。

本定例会におきましては、令和4年度当初予算案をはじめとする諸議案の御審議をお願いするに当たり、令和4年度の市政運営につきまして、所信の一端と重要事項等の概要を申し述べさせていただきます。

那須烏山市長に就任してから4年4か月が経過しようとしています。この間、厳しい財政状況の立て直しを公約に掲げ、財源の確保と歳出の抑制、そして行財政改革の推進による財政健全化の徹底に努めてきたところであり、一定の成果を上げることができたことは、議員の皆様方の御理解と考えております。

令和4年度は、目指すべき那須烏山市の将来像を実現するための指針である第2次総合計画の最終年度に当たるとともに、私の市政運営2期目における最初の予算編成となりました。厳しい財政状況ではございますが、持続可能な財政運営を堅持しつつ、第2次総合計画の集大成として、これまで取り組んできた基本政策を着実に推進するとともに、2期目の公約に掲げた5つのビジョンの実現に向けた実行元年に位置づけ、未来につなぐ責任を果たすための市民の生活と暮らしを守る地方創生充実予算として、積極・果敢な事業展開を進めてまいり所存であ

ります。

令和4年度当初予算の規模につきましては、一般会計111億6,000万円、特別会計70億2,018万2,000円、水道事業会計9億8,713万9,000円を合わせると、合計で191億6,732万1,000円であり、総額では、前年度当初予算に対しまして、3億9万6,000円、1.6%増の予算規模となります。

まずは、私たちの生活を一変させた新型コロナウイルス感染症への対策について、最重点課題に位置づけ、取り組んでまいる考えであります。

日本で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから2年以上が経過いたしました。今なお終息には至っておらず、重症患者の増加や病床使用率の逼迫など、全国的に猛威を振るっております。この間、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の発令により、各種イベントの延期や中止、不要不急の外出自粛、そして時間短縮営業など、市民生活の地域経済に大きな影響を及ぼしております。

市民生活の負担を少しでも軽減させていただくために、昨年に引き続き、全ての児童・生徒を対象とした学校給食費の支援や、新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者への支援など、家計の負担軽減に取り組んでまいります。また、円滑なワクチン接種や、クラスター発生に備えた検査体制の拡充、中小企業・小規模事業者への経済支援など、感染拡大防止と社会経済活動の両立を最優先に進めてまいる所存であります。

次に、私が掲げた公約実現に向けた5つのビジョンごとに、事業内容について申し上げたいと思います。

ビジョン1、「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」につきましては、市内の全ての子供とその家庭等を対象に、様々な受付や地域サービスを紹介するなど、実情に応じた支援を提供する子ども家庭総合支援拠点を、令和4年度からこども課内に設置し、妊娠、出産、育児に関する切れ目のない総合支援を進めてまいります。

子育て世帯を応援するため、スマホアプリを活用したファミリー手帳を新たに導入いたします。また、子育て世帯の家計負担の軽減を図るため、令和4年度から3年間の助成事業として、幼稚園・保育園の副食費の助成制度を創設いたします。

令和3年度からの繰越し事業ではございますが、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合した認定こども園の整備に向け、設計業務を進めてまいります。子供たちに最適な保育と学びの場を提供できますよう、保護者との合意形成を図りながら、丁寧に検討を進めてまいります。

シニア世代の健康づくりを支援するため、フレイル予防の充実を図らせていただくとともに、障害者支援策として、重度心身障害者医療費助成費の拡充を図ります。

その他、3歳児健診時における弱視等の早期発見・治療に資するため、新たに目の屈折検査

機を導入いたします。

ビジョン2、「未来につなぐ学びを育む」につきましては、導入が完了したGIGAスクールを最大限に活用した特色ある教育を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大にも対応できる学びの場の確保に努めてまいります。

令和4年度からの新たな試みとしてスタートする境小学校の小規模特認校につきましては、複式学級の解消と教育の質の維持を図ることにより、豊かな人間形成を醸成してまいりたいと思います。

南那須図書館及び烏山図書館におきましては、いつでも、どこでも本の貸し借りが可能となる電子図書を新たに導入するとともに、既に運用を開始しているデジタル博物館の充実を図るなど、生涯にわたる多様な学びの場の確保に努めます。

今年10月に迫るいちご一会とちぎ国体の推進に向け、5月にプレイベントとなるウオーキング大会を開催するとともに、多くの市民が一流アスリートの競技に触れることができるよう、国体会場及び会場周辺の整備を進めるほか、本市の魅力を効果的に発信するなど、オール那須烏山体制により、最大限のおもてなしでお迎えをしております。

ビジョン3、「未来につなぐ賑わいを創出する」につきましては、企業版ふるさと納税を活用したチャレンジショップ那須烏山整備・運営事業を展開し、市内で起業化を志す創業者を支援してまいります。働き方改革の一環として、ワーク・ライフ・バランスに取り組む市内企業の認証事業を4月からスタートし、頑張る地元企業を応援いたします。

商標登録を譲り受けた八溝そばについて、ふるさと納税の返礼品に追加するほか、そば粉の販売推進や、そば打ち体験の実施による知名度アップを図るなど、さらなるブランド化に向けた支援を進めてまいります。

環境森林譲与税を活用した里山林の整備に努めるとともに、公共施設の整備に際し、積極的な県産材の活用を検討してまいります。

観光振興策につきましては、新たに制作した観光プロモーション動画や、民話のアニメーション、そして、周遊ナビゲーションを最大限に活用し、新たな日常に対応したデジタル観光を推進してまいります。また、高評価をいただいている龍門ふるさと民芸館につきましては、さらなる仕掛けの展開により、観光客の誘客に努め、市民が誇るにぎわいの創出の拠点化を目指します。

ビジョン4、「未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」につきましては、今後の少子高齢化にも対応可能な持続的な都市形成を進めるため、効果的な地域公共交通と連携したコンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、市民と意見交換を行いながら、引き続き検討を進めてまいります。

災害に強い都市基盤の確保に向け、長寿命化計画に基づく道路・橋梁の適切な修繕を実施してまいります。また、水道管や水道施設の計画的な更新を行うとともに、新たに水道台帳システムを導入し、水道管及び設備の効果的なメンテナンスによる安定した水の供給に努めます。

防災行政無線につきましては、市民の意見を十分に踏まえつつ、導入・構築に向けた具体的な検討を進めてまいります。また、防災集団移転促進事業を進めるため、令和5年度末の完成を目指し、集団移転促進事業計画の策定に着手いたします。

消防団員の処遇の改善を図るため、消防団員の年額報酬の額を見直すとともに、出勤費を出動報酬に改める改正を行います。これは、今定例会に条例の一部改正を上程させていただきましたので、慎重審議をお願い申し上げます。

ゼロカーボンシティの取組の一環として、三箇トンネル内の照明をLED照明に更新します。また、空き家の有効活用及び適正管理を推進するため、令和4年度中の完成を目指し、空き家等対策計画を策定いたします。

ビジョン5、「未来につなぐ持続可能な行政運営を築く」につきましては、まちづくりの拠点、そして防災の拠点となる本庁舎整備につきましては、庁舎整備を検討するための組織を新たに設置し、老朽化した公共施設の再編・集約化を含め、本格的な議論を再スタートしてまいります。

令和5年度から新たに運用が開始されます第3次総合計画について、デジタル化の進展や新たな日常、そしてSDGsへの対応といった視点を取り入れながら、計画の策定に努めてまいります。

昨年に引き続き、宇都宮大学や烏山高校と連携した、まちづくり活動を推進するとともに、まちづくりチャレンジプロジェクトを通じた新たな公共の担い手の育成に努めてまいります。

デジタル・トランスフォーメーションに対応するため、令和4年度から、印鑑証明書をはじめとする各種証明書のコンビニ交付を導入し、運用を開始いたします。また、ペーパーレス化と円滑な議会運営に資するため、議会タブレットを導入し、効率化を図ります。さらに、今後の効率的なデジタル化の運営を進めるための指針となるデジタル・トランスフォーメーション計画の令和4年度策定を進めてまいります。

少子高齢化に伴う人口減少や、厳しい財政状況、新型コロナウイルス感染症対策、そして国土強靱化に向けた取組など、非常に多くの課題が山積する状況下ではございますが、市民の皆様の御期待と信頼に応えることができるよう、覚悟と責任と対話による、市民のための市民参加のまちづくりを基本とし、全ての市民が将来にわたり住み続けたいと思えるよう、持続可能なまちの実現を目指し、全力で取り組んでまいります。議員各位、市民の皆様の格別の御理解、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

今期の市議会定例会におきましては、当初予算案8件、補正予算案7件、承認案3件、条例案16件、議決案1件の合計35件を上程させていただきます。執行部一同、誠心誠意努めさせていただきますので、何とぞ慎重審議を賜りますようお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

2番 興野一美議員

3番 堀江清一議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきを送付したとおり、本日から3月15日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力を願います。

日程第3 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）、日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について）、日程第5 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）の3議案については、いずれも令和3年度那須烏山市一般会計補正予算に関する専決処分でありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

- ◎日程第3 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）
- ◎日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について）
- ◎日程第5 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）

○議長（渋井由放） よって、議案第16号から議案第18号までの3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号から議案第18号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第16号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）であります。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第7号）を12月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ1億5,180万7,000円増額し、補正後の予算総額を119億2,222万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、子育て世帯臨時特別給付金10万円のうち、現金給付の5万円をできるだけ早期に支給するため、必要な予算を調整したものであります。

では、内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

民生費の子育て世帯臨時特別給付金事業費は、養育者の年収が960万円以上の世帯を除き、0歳から高校3年生の子供たちに、5万円の給付金をできるだけ早期に支給するため、計上したものであります。このうち、児童手当等支給世帯に対しては、年内の支給を行うことができたところであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は、当該事業に対する国庫補助金の所要額を計上したものであります。

次に、議案第17号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）であります。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第8号）を12月16日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ1億5,055万円増額し、補正後の予算総額を120億7,277万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、子育て世帯臨時特別給付金10万円のうち、クーポンを基本とした5万円分について、自治体の判断により現金での対応も可能とされたことから、先行の現金5万円の給付金と併せて支給するため、必要な予算を調整したものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

民生費の子育て世帯臨時特別給付金事業費は、先行の現金5万円給付と併せて、追加の現金5万円を一括で給付するために計上したものであります。このうち、児童手当等支給世帯に対しましては、年内の支給を行うことができたところであります。

次に、歳入であります。国庫支出金の子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金は、当該事業に対する国庫補助金の所要額を計上したものであります。

最後に、議案第18号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）であります。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年度一般会計補正予算（第9号）を1月4日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ3億800万円増額し、補正後の予算総額を123億8,077万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、国が住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきまして、支給を決定したことから、予算措置をしたものであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費は、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対し、一律10万円を給付するための経費を計上したものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費補助金及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金事務費補助金は、当該事業に対する国庫補助金の所要額を計上したものであります。

以上、議案第16号から議案第18号まで一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第16号及び17号は、子育て世帯臨時特別給付金事業ということで、10万円のうち5万円は現金で支給すると。さらにあと5万円はクーポンでということだったんですが、自治体のほうの大変さとか国民の非難の中で、残りの5万円も現金で支給しても、自治体の考え方でよろしいというふうになって、こんなふうになったのかなと思うんですが、全体で子育て世帯臨時特別給付金の支給世帯と申しますか、これは約3,000世帯と考えたらよろしいんですかね。

そのうち、児童手当支給している世帯は、既に一括で支給が終わっているというような説明だったかなと思うんですが、その児童手当支給世帯というのは何世帯あるのか。残りの部分については、いつ頃まで……、もちろんこれは申請主義ですから、申請されないと支給できませんけども、を目指して、支給を進めるという考え方なのか、もう一度、御説明をいただきたいと。

議案第18号でございますが、住民税非課税世帯ということでございます。これは2,704世帯にこの申請ができる通知をして、2月21日には既に600件の返信というか申込みがあったというのを全協で説明を受けたような気がするんですけども、住民税非課税世帯というのは何世帯なのか。家計急変世帯というのがそのほかに何世帯あるのか。合わせてこの2,704世帯なのかなと思うんですけども、その辺の内容等について、もう一度、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 子育て世帯臨時特別給付金の支給状況なんですけど、まず特例給付区分、所得制限のかかった人を除いた児童手当の支給の世帯なんですけど、それらにつきましては、令和3年12月23日に10万円、一括して給付しております。

対象児童数は2,239人で、対象となる世帯につきましては、1,207世帯となっております。

次に、令和3年12月27日に、児童福祉施設に入所している児童に対しての支給を行いました。こちらは92名となっております。

さらに、令和4年1月4日から申請受付を開始いたしまして、随時支給しているところですが、公務員世帯、あと高校生のみ世帯、これらにつきましては574人支給しております。今現在、2,905人、支給済みとなっております。

今後は、見込みといたしまして、生まれる子も含めた上で74人ぐらいいるのではないかと

思われます。以上が支給の状況となっております。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 御質問の、住民税非課税世帯に対する内容でございますが、1月4日付で専決処分をいたしました予算については、当初、住民税非課税分として、約2,900世帯を予定しておりました。併せて、家計急変分を100世帯というふうなことで、3,000世帯をおよそ見込んでおりました。

全協のときに申し上げましたとおり、実際に12月10日付で調査をし、データに基づき発送した件数は、2,704件が住民税の非課税世帯分でございます。家計急変分については、申請に基づきますので、なかなか今の段階では数は読めないんですが、約100世帯ぐらいは予想当初で見込んでおります。

この家計急変世帯というのは、今年の、当然、1月以降の任意の1か月収入が急変したと、減額したというような方が申請できるというものでございます。現在、先週金曜日の段階では、住民税非課税世帯が2,704件発送したところ、1,524件ほど返信がありまして、もう57%に及んでおります。本日もかなりの件数が来ていると思われますので、今後、遅くまで、9月までの期限がありますので、それまで対応してまいりたいと思います。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

16番高田悦男議員。

○16番（高田悦男） 議案第16号、17号についてお尋ねいたします。

ともに5万円を給付するということですが、金額の違いはどこから出るのでしょうか。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 一括しまして、5万円と5万円を合わせまして、10万円を振り込みしているところです。予算額の違いにつきましては、16号につきましては、事務費のほうが入ってまして、17号につきましては、16号で既に事務費のほう、計上しておりますので、単純に支給額のみ補正となっておりますので、差が出ているということです。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） もう一度、確認のためにお伺いしますが、この16号、17号、これは合わせまして、1世帯当たり10万円を支給すると。それで、これは18歳までの子供を持つ世帯を対象に、この予算から見ますと、3,011世帯になるかと思えます。これはもうほとんど支給済みであると、そう解してよろしいのでしょうか。これを1点。

次に、18号、これは住民税非課税世帯、およそ3,000世帯に1世帯当たり10万円、

これは予算書によりますと3億円なんですけど、これを支給するという事になっているんですけど、支給期間についてですね。この1点だけお伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） まず、予算上なんですけど、中山議員おっしゃるとおり、3,011名の予算組みをしております。これは若干、多めに見ないと、執行ができないということもありますので、現実よりも多く見ております。

実際としまして、先ほども申し上げました12月23日、12月27日、1月以降、支給している人数が全部で2,905人ということで、残り74名程度いるのではないかということなので、こちら74名合わせまして、見込みとしましては2,979人を執行予定としております。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 支給の期間についてお答えいたします。

申請の受け付けは、9月30日までとなっております。ただし非課税世帯につきましては、5月16日までに確認書の返送がない場合には、受給の意思がないと判断するというふうなことで事業を実施してまいりたいと考えております。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 18歳未満の方に5万円、5万円で10万円支給するという事ですが、これは960万円でしたか、以上の収入の世帯は支給しないというふうになっているのかなと思うんですが、960万円以上の世帯というのは、具体的に何件ぐらいあるのか。

また、ほかの自治体では、960万円超えても支給しているという自治体もテレビなんかで伺いましたが、那須烏山市としては、その960万円以上の世帯に対してはどのように考えておるのか、お伺いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 所得制限を超えてしまった世帯につきましては、すみません、この後の3月補正の中で計上しているものですので、そちらで説明ということでさせていただきますと思います。

○議長（渋井由放） 後でよろしいですね。その議案のときにやってください。よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第7号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第8号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第9号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第19号 那須烏山市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年4月1日から、烏山地区が過疎地域に該当することとなったことから、烏山地区において要件を満たす事業用資産を取得等した事業者に対し、対象となる固定資産税の課税免除を行うため、条例の制定を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 過疎地域に対する支援策の1つとして、持続的発展に資する産業振興により効果的に促進するため、過疎地域内で一定の事業用資産を取得した事業者について、対象となる固定資産税を3年間、課税免除を行うことができるための条例制定ということでございますが、これは昨年4月1日から、旧烏山町町内は過疎地域に指定されているわけでございますが、この条例に該当するような案件というんですかね、があったのか、なかったのか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） ただいま償却資産の申告、こちらを整理しているところでございます。2月22日現在なんですけれども、今のところ5件。金額はまだはっきりしないんですけど、355万円、75%になりますと、266万円ほど救済の措置があると思います。この後、近日中に確定しますので、若干数字が変わると思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 2月22日付で5件、対象金額は355万円で、そのうち国からの交付税、算入されるんですかね、これが266万円ということですね。分かりました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようなので、お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は総務企画常任委員会に付託いたします。

◎日程第7 議案第20号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第20号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年4月1日に、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、那須烏山市個人情報保護条例中の引用部分についても、個人情報保護に関する法律に合わせるために、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、法律の施行日に合わせて、令和4年4月1日となります。

そのほか、今後におきましては、地方公共団体の個人情報保護の規定は、国の個人情報の保護に関する法律が直接適用されることとなるため、本条例は令和4年中に廃止または全般の改正をすることとなる旨、併せて申し上げます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第20号でございますが、個人情報保護条例の一部改正ということでございまして、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴う所要の改正ということでございますが、今の市長の提案理由の中にありましたように、これらを国が管理するというので、そういう行政

機関とか独立法人の保護責任がなくなるので、その廃止に伴う条例の改正だというようなことなんですけれども、具体的には、これまで行政機関が保有する個人情報とか、独立行政法人が保有する個人情報の内容とか取扱いがどうだったのか。それがこの廃止に伴って、国が一括管理するというようなことをするというので理解してよろしいのかどうか、もう一回、確認をしておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 基本的な取扱いは変わらないと考えております。

ただ、今度は明確な根拠が法律に変わっていくということになるので、今後、個人情報の保護条例の中身についても、もう少し精査をしていくというように考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） マイナンバー等の普及等々で、それぞれ自治体が持っている個人情報が全体的には一括管理される方向に行くおそれがあるわけですが、その辺で、何と言うんですかね、国のいわゆる個人情報のセキュリティーについて、ちょっと私どもは不安には感じているんですが、基本的には今までの取扱いと変わらないと、こういうような説明でございましたけども、変わらないとすれば、国のほうが基本的に行政機関とか独立行政法人等に代わって保護をすると私どもは理解してよろしいのかどうか、もう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議員のおっしゃるとおりの理解でよろしいかと思っております。基本的に地方公共団体がつくる条例に関しては、法律の範囲内でのというのが基本になりますので、どうしても個人情報に関する法律があれば、その枠内でそれぞれの行政機関が今の条例を定めておりますので、同じような対応になると考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。平塚議員、よろしいですね。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第20号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第8 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に対し、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備を図るため、不妊治療のための休暇の新設が講じられたことに伴い、国家公務員との均衡を踏まえ、本市職員の特別休暇として、別表第1の6の2に、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認める場合の休暇、いわゆる不妊治療のための休暇を加えるものであります。

休暇の期限につきましては、1の年度において5日、体外受精及び顕微授精に係る治療の場合は10日の範囲内とし、1日、半日または1時間の単位で取得できることとするものであります。

我が国の少子化の進行や人口減少の深刻さに鑑み、令和2年5月に閣議決定された少子化社会対策大綱において、不妊治療と仕事の両立のための職場環境整備の推進等が掲げられ、民間企業における取組を促進することを目的に、不妊治療への助成制度の創設や、保険適用拡大に向けた検討が進められております。

このような状況を踏まえ、不妊治療を受けやすい職場環境の整備は社会全体の要請であり、公務においても、当然ながらその支援の必要性は高いと考えられ、今般、職場環境の整備を図ることを目的とした所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点、条例内の質問ではないんですが、参考のために1点、お伺いしたいと思います。

この不妊事業なんですけど、既婚女性の中で不妊治療を要するとみなされる、そういった女性の割合というのは何%ぐらいあるんでしょうか。

○議長（渋井由放） 後で慎重に調べて、回答をもらうということでしょうか、中山議員。後で慎重に調べまして、回答するということで。

○15番（中山五男） そのぐらいのことはおよその数字ぐらいは持っているのかと思いました。分かりました。

○議長（渋井由放） 進行いたします。

ほかにごございませんか。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） この条例の趣旨は理解させていただいております。

その背景的な部分で、栃木県内を見ますと、一斉にこの改正をやっているのか、あるいは那須烏山市が先駆けてやっているのか、さらには那須烏山市が遅れているのか、その背景の部分について、もし分かりましたらお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 国の不妊治療の休暇制度の創設に合わせ、各自治体も同様の改正を行い、3月議会もしくはもっと前に行っているかと思われま。

以上です。

○14番（沼田邦彦） 了解です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第22号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について

○議長（渋井由放） 日程第9 議案第22号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援に対し、国家公務員の非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和や、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等が講じられることに伴い、国家公務員との均衡を踏まえ、本市職員の育児休業等の取扱いについて、同様の改正を行うものであります。

まず、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和について、条例第2条及び第20条では、任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年未満である非常勤職員は、育児休業等を取得することができないと定めておりましたが、この要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から育児休業等が取得できるよう、改正いたします。

次に、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、条例第24条では、任命権者が職員本人または配偶者の出産・妊娠等を申出た職員に対し、育児休業制度等の周知及び育児休業等の取得意向について確認を義務づける規定、さらには条例第25条では、任命権者が職員を対象とした育児休業に関する研修の実施を義務づける規定を新設するものであります。これらは、短期はもとより、長期の育児休業の取得を希望する職員が、希望する期間の育児休業等の承認を請求することができるよう配慮するためのものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第22号でございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正ということでございます。これまで非常勤の職員であっても、1年以上でなければ、なかなか育児休業は取得できなかったというのを緩和して、1年未満であっても、継続的に仕事に従事している非常勤職員であれば、育児休業を取ってもよろしいというような緩和措置でございます。

それで、部分休業承認の取消し事由とかいうのがありまして、条例第24条の中では、「任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員またはその配偶者が妊娠し、または出産したこと、その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して育児休業に対する制度そ

の他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない」というふうにあるんですが、取りやすくしたので、厳しいチェックをするということではなくて、取りやすくするような中での、その辺の確認するための面談その他の措置というんですが、これはどんなふうに考えていますでしょうか。

その2には、「当該職員が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならない」、これも条例第24条の第2項に書いてあるんですが、この辺はどんなふうに考えていますでしょうか。

条例第25条では、勤務環境の整備に関する措置ということで、研修の実施とか相談体制の整備とか勤務環境の整備というふうに書かれていますけども、これらについて、どのように整えるおつもりがあるのか、説明していただきたい。

ちなみに、この改正前に、この育児休業の取得申請というのはどんな状況になっていますでしょうか。既に育児休業を取得した職員は何人ぐらい、今までいるのか、いないのか、その辺について、そういいながらも、職場としては仕事もみんなで分担してやっているわけでございますので、その辺にも支障がないような体制を整えなければならないかなと思うんですけども、その辺の職場環境については、どんなふうに整理をして進めていくおつもりなのか、お答えをお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、実績といった部分で申し上げますと、令和2年度の男性職員で育児休業の対象となる職員は、9名いたところ、実際に育児休業を取得した職員は1名。女性職員で申し上げますと、やはり令和2年度では6名、対象者がいたところ、6名が育児休業を取得している。そういった状況があるということをまず申し上げた上で、今後の体制ですが、那須烏山市次世代育成支援女性活躍特定事業主行動計画というものを定めておまして、令和4年度から令和8年度までの5か年計画の中で、子育て支援がしやすい環境づくりというのを盛り込ませていただきながら、男性職員の育児支援、それから女性職員の育児支援、特に男性職員に関しては、職員のための子育てハンドブックなどを、市役所の中でそういったものを作って、取りやすい環境整備に努めていくというような方向で考えておりますので、先ほど議員からあった、規制をして不利益を与えたりとか、そういったことがないように、取りやすい仕事と育児の両立支援ができるような体制整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですね。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） 次、ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この問題は、僕も一般質問で取り上げましたけども、今回、法的に確認することを追加していますので、かなり取りやすくなるんじゃないかと思うんですけども、この育児休暇を取る、取らないという問題は、やっぱり職場の理解、あとトップの理解とか上司の理解がとても大切なので、これは特に女性がトップである栃木市と野木町に、私も直接、聞いたんですよね。お願いしたいのは、この2つの市町は、まず取ることが前提でスタートするんだそうです。

だから、この法では職員から申請があってスタートなんですけど、栃木市も野木町もそうなんですけども、まず取ることからスタートなので、取らない場合に、どうしたのと聞くんだそうです。なので、栃木市の場合には、対象者が全員、取っているという実績も確認していますので、そんな対応に、ぜひしてほしいなと思うんですけども、どうですか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 今、議員からお話があった、先進的にやっているところの自治体を参考にしながら、よりよい制度にしていきたいと考えております。

○9番（小堀道和） お願いします。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） さっきの条例、また今回の条例も含めて、私は素朴な疑問を持つんですが、地方公務員には様々な休暇・休日制度というのが定められておりますが、そこで、市内企業も、公務員に先駆けて、または追従するような形で、同様の制度、休日・休暇制度というのは定めているのでしょうか。これは税金を納めている企業がどのような状況なのか、これはしっかりと調査すべきではないかと私は思っています。この辺のところ、いかがですか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市内の民間企業の制度そのものについては、正確な把握はしておりませんが、先ほど次世代育成支援女性活躍特定事業主行動計画を本市でもつくっているというお話をしましたが、これは次世代育成支援対策推進法という法律、それから、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、この法律に基づいて、ある程度、大きい企業になると、必ずそういう特定事業主行動計画をつくらなければならないという義務づけがされております。そういった企業に関しては、こういう休暇制度の創設については当然、備えつけられているものと理解しております。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） そのことは分かりました。

ただ、私、税金を納めている企業が、公務員に本来なら先駆けて、こういった休日・休暇制度は設けるべきではないかなと、そういうふうに思っているものですから、この辺のところは、しっかりと調査すべきではないかと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。質疑はございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第22号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年4月13日付で、消防庁長官より発出された「消防団員の報酬等の基準の策定等について」において、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬等の見直しを検討するよう助言があり、本市においても、消防団と協議した上、市消防委員会に諮ったところ、消防団員の年額報酬の額を見直すとともに、出勤費を出勤報酬に改めることとなったことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正点につきましては、年額報酬は、消防団班長を4万円に、一般団員を3万6,500円に改め、消防団員の出勤については、出勤報酬として対応するため、第5条第2項の出勤費を削除いたします。出勤報酬につきましては、災害、訓練、警戒の3区分とし、それぞれ単位を1回とし、その出勤実態に応じた報酬額を、災害の3時間以下を3,000円、3時間を超え6時間以下を6,000円、6時間を超えを8,000円と設定し、1回の出勤が6時間を超えるときは、以後、3時間を超えるごとに3,000円を加算するものであります。また、訓練は2,000円、警戒は1,000円とするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） おおむねこれまで多くの議員が質疑の中で求めていた消防団員の手当等の引上げということでございますので、これは当然、賛成でございますが、額的には、改正前から改正後になりますと、通年度ベースと言ったら失礼ですが、比較するものがないので、通年ベースでいくと、これまでよりも幾ら市のほうの費用は増えるのか、その数字が分かればお示しいただきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 班長、団員の報酬額で計算しますと、おおむね300万円程度増額になる予定で考えております。

それから、火災等の災害出勤に関しては、600万円ほど増えるのかなというような算出をしております。

以上です。

○17番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第24号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第11 議案第24号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月の人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の特別給、いわゆるボーナスが引き下げられることに準じ、特別職の国家公務員の特別給も引き下げられることに鑑み、本市特別職である市長、副市長及び教育長の期末手当について、特別職の国家公務員に準じた引下げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、期末手当の支給月数を0.10月引き下げ、年間3.35月から3.25月にすることから、6月分と12月分を0.05月分ずつ引き下げ、それぞれ1.625月にするものでございます。

なお、今般の国の法改正は、昨年12月の期末手当支給日に間に合わず、今年度分の引下げがそこで反映できなかったことから、その引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整するとされたところであります。改正法案は、今月に入り国会に上程され、間もなく通る見込みとなっております。

これを踏まえ、本市の改正においても、附則において、これに準じた扱いとする特例措置を設けております。また、本改正により、議員の皆様の期末手当等も連動して同様の引下げとなることを申し添えいたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号 那須烏山市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第25号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第12 議案第25号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和3年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の期末手当が引き下げられたことに鑑み、国家公務員と同様に、本市職員の期末手当の引下げを行うため、関係条例の改正を行うものであります。

まず、那須烏山市職員給与条例の一部改正でございます。

第17条の改正は、期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、期末勤勉手当の支給月数を年間4.45月から4.30月にする事から、6月分と12月分を0.075月分ずつ引き下げ、一般職員はそれぞれ1.20月、主幹以上の特定幹部職員は、それぞれ1.00月にするものでございます。

また、再任用職員については、期末手当の支給月数を年間0.10月引き下げ、期末勤勉手当の支給月数を年間2.35月から2.25月にする事から、6月分と12月分を0.05月分ずつ引き下げ、一般職員はそれぞれ0.675月、主幹以上の特定幹部職員はそれぞれ0.575月にするものでございます。

次に、那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

これは、高度な専門的知識・経験を有する者として任用される特定任期付職員の期末手当の支給月数を、今年度分から0.10月引き下げ、年間3.35月から3.25月にする事から、6月分と12月分を0.05月分ずつ引き下げ、それぞれ1.625月にするものでございます。

なお、今般の国の法改正は、昨年12月の期末手当支給日に間に合わず、今年度分の引下げがそこで反映できなかったことから、その引下げ相当額を令和4年6月の期末手当で調整するとされているところであります。

改正法案は、今月に入り国会に上程され、間もなく通る見込みとなっております。これを踏まえ、本市の改正においても、附則においてこれに準じた扱いとする特例措置を設けております。また、附則の第4項においては、この特例措置を会計年度任用職員にも適用するため、那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正し、同様の調整を行うものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第25号でございますが、那須烏山市職員給与条例及び一般職員の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正ということでございますが、先ほど提案理由の中でいろいろと改正点が述べられましたが、それによって、総額では幾らの減額になるというようなことなのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 実際の12月1日の対象支給者で申し上げますと、およそ1,205万円程度、減額される予定となっております。

以上であります。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第25号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正についてでございますが、これは令和3年8月の人事院勧告に基づき、一般職員の国家公務員の特別給が引き下げられたことに鑑み、

市職員の期末手当の支給率を0.15か月、再任用職員、任期付職員は0.1か月、引き下げるための改正でございます。

現在、国において予算委員会が開かれており、その中で岸田文雄首相は、看護・保育・介護労働者などの賃金に影響を及ぼす公的価格の抜本の見直しを、引き上げを求める方向で、その一方で、幅広い労働者の賃金に影響を与える公務員の賃下げを進める方向を示しております。

自治体が保育士などの賃上げに消極的なのは、2022年度の地方財政計画の給与関係経費について、マイナス人勸を反映して、2,709億円も削減し、総務省からは、地方公務員給与を人勸に基づき引き下げよう、通知まで出しているようなことであります。一方で賃上げを要求しながら、他方で賃下げを要求する、まさに支離滅裂な行動でございます。

公的価格の抜本の見直しと言いながら、賃金に係る最大の公的価格が、人事院勧告に基づく公務員給与改定、そういう中で、この人勸による影響は800万人近くの公務員労働者に及びます。マイナス人勸に基づく公務員の賃下げは、撤回すべきであります。民間の賃上げを求め、そして、公務員の賃上げを行うということで、経済の好循環こそ今の政治の果たすべき役割であります。

特に公務員は今、コロナ対策の下で大変な思いをされているわけございまして、そういう仕事の状況に鑑みて、昨年の人勸に基づくこの期末手当のカットというのは、私は決して同意できないということを訴えまして、この案に反対するものであります。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号 那須烏山市職員給与条例及び那須烏山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、原案のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 議案第26号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第13 議案第26号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、様々な任用形態があるパートタイム会計年度任用職員に関する通勤に係る費用弁償について、その勤務実態に応じた合理的な支給ができるよう見直すこととするため、所要の改正を行うものであります。

まず、第18条では、報酬の減額を規定した本条項において、用語の表現を合わせるため、「定められている」を「定められた」に改正するものであります。

次に、第25条では、勤務日数または勤務時間に応じて、翌月支給としている報酬に対し、通勤に係る費用弁償については、現行の規定では、通常为正職員同様に当月支給とする取扱いとなることから、報酬の支給に合わせて翌月支給にするとともに、支給額の算出についても、勤務日数に応じて合理的に算出できるよう改正するため、本条にただし書を加え、その詳細を規則で定めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 1点お伺いいたします。

今回の条例に該当するパートタイムの職員数と、通勤手当の見込額についてお伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、令和4年2月1日現在の会計年度任用職員、116名おります。この実際の通勤手当の現段階の総額でいいますと、大体、1月当たり56万ほどかかっております。その12か月で換算すると、715万2,000円ほどが通勤手当としてかかっているというのをまず前提に、今回のただし書に該当する現会計年度職員で該当する者は、12名ほどおります。それらがまた4月1日から在籍した場合で判断しますと、減額として、年間39万4,000円ほど減額になるというふうに試算しております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第26号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第14 議案第27号 那須烏山市土地利用適正化条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第14 議案第27号 那須烏山市土地利用適正化条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律が令和4年4月1日から施行され、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が一部改正されることに伴い、本条例における引用法律名等が変更となるため、条例の一部改正を行うものであります。

また、開発区域に係る土地や建物等が売買等で譲渡または分譲される際の承継の手續に関し、市長に届け出る前に、あらかじめ市長と協議を行い、承継の原因と事実関係を確認することにより、事前協議により遵守されるべき事項を適切に承継できるようにするための所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第27号 那須烏山市土地利用適正化条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第15 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第15 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第28号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和4年度からの国民健康保険税率の改定及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本市国民健康保険税条例について、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、本市の国保事業等を健全に運営していくため、県が定める国民健康保険事業納付金を納付するために必要な保険税収納額を確保し、本市の医療費負担に見合う国民健康保険税率の見直しを行うとともに、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の国民健康保険税均等割額を軽減するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回、この未就学児の被保険者均等割額の減額ということで、50%が軽減されるということですが、未就学児の均等割の対象になる児童数というんですかね、それは何人いて、何世帯が該当するというふうになるのか伺いたい。

さらに、この改正部分の賦課徴収のほうですが、後期高齢者支援金並びに介護給付金、これの所得割、均等割、平等割の上げがされるわけでありまして、これによって総額幾らぐらいの、後期高齢者支援金分は幾ら、介護納付金は幾らというふうに考えておられますか。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えいたします。

まず、未就学児の数でございますが、未就学児の被保険者数、予定では107名が該当になるかと思われまして、世帯のほうは、ちょっと詳細に調べてはいないんですが、保険者数としては107名が該当になる予定でございます。

それから、後期高齢者支援金、それから介護の支援金のほうでございます。介護保険のほうなんですけど、総額で約1,400万円程度、全額のほうは上がる予定でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい、いいです。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いします。

国保税、今回の改正による増減見込額について、再度お伺いいたします。総額で結構です。

2点目は、未就学児による減額見込額。107人が該当すると、そう言われていましたが、具体的にどのぐらいの減額になるのか。

それと3点目、これは過日の全員協議会で説明のありました資料によりますと、本市の療養給付費は38万7,000円で、県内最高額。これは驚いたんですね。私の認識するところでは、療養費の高いところというのは、例えば宇都宮のように医療機関の多いところ、すなわちわかりやすい、そういった医療施設が近くにあるようなところ、そういうところの市町村では、この療養費というのは比較的、高かったんですね。それで、那須烏山市のようなところは比較的、低く抑えられていたんですね。ところが、この最高額になったということで、驚いているわけなんです、その理由。

それと、健康増進策、こういった健康管理についての方策が、少々これは不足しているのではないかなと思われませんが、この辺のところ、よその市町村と比較して、この辺のところもお伺いしたいと。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えいたします。

国保税改正の増額の見込額ですが、先ほども申したとおり、約1,400万円程度増額を見込んでございます。

それから、未就学児の減額の見込みの額でございしますが、対象者につきましては、被保険者数が107名で、約220万円の軽減が見込まれてございます。

それから最後に、療養給付費の金額の高さの理由と健康の増進策のほうなんです、こちらにつきましては、様々な要因が考えられまして、一概には言えないんですが、令和元年度に市内の対象者から、生活習慣病対策のため現状分析を行ってございます。その中では、車中心の生活だったり、塩分の多い食生活など、地域特性があること、それから国と比較いたしまして、外来医療費については低いということが分かりまして、病気が進行してから外来受診が多いということで、男女とも糖尿病が多いようです。それで、入院医療費が多額にかかってしまったり、あと合併症で医療費が多く、重症化していることなどが挙げられております。

今後の健康増進策といたしましては、人間ドックの受診費用の補助、それから特定健診、特定保健指導の受診率の向上策ということで、健診費用の無料化、それからAIを利用した未受診者への勧奨、あとかかりつけ医との連携事業とかを展開する予定でございまして、それから、糖尿病の重症化予防事業といたしまして、医療機関と連携いたしまして、未受診者に対する情報提供、受診勧奨、保健指導などを行いまして、治療につなげたいと考えております。

今後とも、関係機関、それから各課と連携いたしまして、各種の事業を展開してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 行財政報告書によりますと、成人病検診の受診率というのは、比較的、那須烏山市は高いというふうに報告されているんですが、にもかかわらず、これほどこの医療費が高額になっているということについては、ちょっと矛盾しているんじゃないかと思っていますよ。この辺のところは、担当課長さんもこの健康増進策については、さらに努めてもらいたいと思っています。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 今後とも、検診受診率の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

それから、先ほど平塚議員のほうから御質問がありました世帯数なんですけど、76世帯になります。大変申し訳ありませんでした。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは国民健康保険税率の改定及び未就学児に係る被保険者均等割額を減額する所要の改正でございます。もちろん、この未就学児に係る保険者均等割額を減額する所要の改正には賛成でありますし、もっと年齢を引き上げるべきだと、こんなふうに考えるものであります。

しかしながら、後期高齢者支援金分、さらには介護給付分の所得割、均等割、平等割が大幅

に引き上げられるということで、全体では1,400万円の引上げになるということでございます。全世帯対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部改正する法律施行に伴うと言っていますが、社会保障のためということで、消費税を10%増税したわけでありまして、ところが、このように国民に対しては負担を強いる、そういう国の指導の下に、今回、この後期高齢者支援金分、介護給付分の引上げがされるわけございまして、これには到底、同意できないと、こういう立場で、反対とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第28号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午後 0時06分

再開 午後 1時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き再開いたします。

ここで、午前中に審議いたしました議案第21号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、答弁漏れがございましたので、川俣こども課長より答弁があります。

川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 中山議員のほうから、不妊症の率はどのぐらいあるのかということだったんですが、国のほうが、厚生労働省が出しています、2017年に出した資料なんですが、不妊を心配したことがある夫婦は35%、実際に検査、あと治療、それらに至った夫婦は18.2%という数値が出ております。

なお、本市につきましては、不妊のために治療を受けて、その治療費に対して助成を行っているところですが、その申請があった件数につきましては、令和2年度、14件です。令和3年度、今現在10件の申請が出ております。

以上となっております。

○15番（中山五男） ありがとうございます。

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
改正について

○議長（渋井由放） 日程第16 議案第29号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第29号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、マイナンバーカードを利用して、コンビニ等に設置されている多機能端末機から住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書など各種証明書を取得できる、いわゆるコンビニ等における証明書の自動交付サービスを令和4年度から導入することに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 3点ほどお伺いいたします。

まず1点目、コンビニ等へのこの整備費、それと年間の維持費についてお伺いいたします。これは新年度予算にも、運営負担金が221万8,000円とか、この予算の概要8ページを見ますと、そこにも各種証明書コンビニ交付に要する経費492万3,000円というのは載っているんですが、具体的にこれがそれに当たるのかどうか分かりませんので、お伺いしたいと思います。これが1点目です。

2点目、コンビニの利用見込み件数です。どのぐらい見込んでいるんでしょうか。これは令和2年度の行財政報告書によりますと、実績として8,357件ほど載っているんですが、そのうち、これからコンビニとなった場合に、どのぐらいの利用を見込んでいるのか。それと、コンビニのこういった証明類、これは印鑑証明のほか、どんなものが、例えば戸籍でも何でも取れるのかどうか、その辺の種類についてお伺いいたします。

3点目は、費用対効果です。今回、コンビニとしたために、これは人件費の削減につながるのでしょうか。市民課の職員が1名減、2名減と、そこまで行くのかどうか、それについて伺いたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えいたします。

まず初めに、コンビニ等への整備費、それから年間維持管理費につきましてですが、コンビニ交付のほう、実施をしております地方公共団体情報システム機構、俗に言うJ-LISというところなんです、そちらのほうと情報を連携するためのシステムの導入ということで33万円、それから、そのほか経費ということで、市のほうの整備としてはかかってございません。

コンビニのほうでは、既設のマルチコピー機、そちらのほうで対応ができますので、改めてコンビニのほうで整備することはありません。

それから、年間の維持管理費につきましては、J-LISと連携するためのシステムの使用料、こちらについてが約260万円。J-LISへの運営負担金、そちらについてが約220万円で、計、大体500万円程度を見込んでございます。

それから、コンビニの利用見込みの件数なんです、こちらについては、県内各市町のほう、やっていると見ても、本当にばらばらでございまして、取りあえず那須烏山市としましては、住民票、それから印鑑証明書を合わせて200枚程度を見込んでおります。同規模の矢板市のほうでは、住民票、印鑑証明、合わせて約500枚程度を交付しているようでございます。

それから、証明のほう、住民票、それから印鑑証明書、それから税証明ということで、所得証明書、課税証明書、あと住民税決定証明書、こちらの5種類を交付する予定でございます。戸籍については交付する予定はございません。

それから、費用対効果、人件費の削減ということでございますが、年間の維持管理費が約500万円、それから年間200枚程度の証明書の想定でございまして、1枚当たりかなりの金額になってございます。人員削減につきましても、ほかの市町の例を見まして、高いところで8%から9%程度、全体の証明書の交付、そちらのほう、8から9%程度というところにとどまっているようでございまして、早急な効果発現というのは難しいかなと考えてございます。しかし、市民、特に若い方からの要望とか、あと社会全体のICT化の推進に対応するため必要なものでございまして、コンビニ交付を始めることによりまして、マイナンバーカードの交付率の向上が見込まれますので、それに伴い、証明書の交付枚数も徐々に増えてくるの

ではないかなと思われまので、費用対効果につきましても、徐々には出てくるのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これは年間、住民票、印鑑証明等で、発行枚数が200枚を見込んでいると。それに対しての年間の維持費が500万円ほどかかるとなるとは、あまりにもこの費用対効果がかかり過ぎるのではないかな。それでもこの那須烏山市でやろうとしているのか。

これはもともと、例えば都市部に行って、利用件数が見込めるなら、やはり那須烏山市でも取り組むべきではないかと思いますが、これはちょっと時期尚早ではないかなという感じがします。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁はいいですか。

大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 県内でも、コンビニの交付をしていないところが、那須烏山市、那珂川町、益子町、この3市町のみでございますので、市については、本当に那須烏山市だけがやっていないという状況ですので、それで、やはり問合せとか、市民の方から、何でできないんだという問合せがかなり多く来ていますので、やはりそこはICT化の推進ということで今回、導入させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） ちょっと確認で聞きたいんですが、コンビニで取ることができるということは、市内だけじゃなくて県内全域ですか、それとも日本全国ですか。

それと、ちなみに料金、それというのはコンビニを使うということで、割高になるのか、この窓口に来て同じ料金なのか、その辺のちょっと確認をしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 全国のコンビニで交付は可能でございます。

それから、料金につきましては、取りあえず窓口と同じ、住民票でしたら200円ということで、今のところ考えてございます。

ほかの市町で、ちょっと差をつけて、コンビニのほうを安くしたりというところはあるようございます。そうすれば、コンビニのほう優先で、優先というか、そちらのほうにお客さんが流れるというようなことも考えているようございます。

以上です。

- 3番（堀江清一） 了解しました。
- 議長（渋井由放） ほかにございませんか。
16番高田悦男議員。
- 16番（高田悦男） 料金は今、理解したんですが、その決済方法はどのような形でやるんでしょうか。
- 議長（渋井由放） 大谷市民課長。
- 市民課長（大谷啓夫） 決済方法のほうは、マルチコピーのほうで200円を入れてもらって、出すような形です。実際のところ、200円のうち、コンビニの事業者のほうで手数料ということで117円が天引きされて、残りの83円が市のほうに入るようになります。
- 以上です。
- 議長（渋井由放） よろしいですか。
- 16番（高田悦男） ちょっと最後に確認します。
- 議長（渋井由放） 16番高田悦男議員。
- 16番（高田悦男） マイナンバーカードも、カードじゃなくて番号カードだけでいいんですかね。
- 議長（渋井由放） 大谷市民課長。
- 市民課長（大谷啓夫） 交付にはマイナンバーカードが必要になります。
- 議長（渋井由放） よろしいですか。
- 16番（高田悦男） 了解。
- 議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（渋井由放） 異議なしと認めます。
よって、これで質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（渋井由放） 討論はございませんか。
〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号 那須烏山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第30号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料
条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第17 議案第30号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市保健福祉センター内のデイルームを利用して、通所介護事業を実施していた事業者が、令和3年7月末日をもって撤収したことから、デイルームの使用許可に関する規定が不要になるため、所要の改正を行うものであります。

なお、デイルームは、事務室及び会議室に改修を行い、保健事業及びコロナワクチン接種等で活用する予定であります。

施行期日につきましては、公布の日といたします。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第30号 那須烏山市保健福祉センター設置、管理及び使用料条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 議案第31号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第18 議案第31号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、栃木県の重度心身障害者医療費助成制度が、助成の対象を拡大し、精神障害者保健福祉手帳の1級所持者に対しても、令和4年4月1日から助成の対象とすることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 重度心身障害者医療費助成の条例の一部改正ということでございまして、助成対象者を、精神障害者保健福祉手帳1級所持者以上も含むということなんですけど

も、今まで医療費助成の対象者は何人あったのか。そこに、この精神障害者保健手帳1級所持者というのが何人いるのか、これが加わって、何人になるのか、その辺、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 現在まで、この制度に基づいて該当されていた方につきましては、560名ほどいらっしゃいます。こちらは、身体障害、知的障害などの方が含まれています。

それから、令和4年2月1日現在で、1級所持者の方は44名いらっしゃいますので、その方を追加した人数というものが、令和4年度には該当してくるというものでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） ちょっと私、これ、認識不足で申し訳ないんですが、行財政報告書を見ますと、精神障害者の関係者というのは、1級から3級まで合わせて、令和2年度では191名ということになっていましたが、そうしますと、そのうちの44名、1級のみが今回の医療費助成の対象になると、そう理解してよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） はい。対象者の方は、1級所持者という方のみが対象になります。

令和2年度のときの行財政報告書では、1級の方は47名ほどいらっしゃいましたけれども、現在はお亡くなりになったりということもありまして、現在は44人が対象になるということでございます。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第31号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第19 議案第32号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第19 議案第32号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、交通安全施設に自動車運行補助施設が追加されたことにより、道路占用料の額が新設されたことについて、所要の改正をするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第32号の道路占用料の徴収条例の一部改正ということございまして、自動車の自動運行補助施設占用料を定めるための所要の改正ということございすね。

それで、この自動運行補助施設を、当市の市道等に設置する当面の計画があるか、ないか、それをお聞きしたいなと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの御質問にお答えいたします。全国的には、実証実験ということで開始された状況でございますが、本市におきましては、設置されるのにはかなりの将来になると考えておりまして、現在のところ、そういう予定はございません。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） これ、佐藤課長、実際、このような自動運転装置をこの市道内に設置するなんていうことはさらさら見込めないかと思うんですよ。仮にこういった装置を市道内に設置したとすれば、これがどういう企業がこういう装置を設置するのでしょうか。

それで採算取れるのでしょうかね。そこらのところはどう考えていますか。知識のある範囲内で答弁願います。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） この設置をする方につきましては、事業者ということになりますので、自動車会社とか、あとは、市道とすれば、設置をするので占用させてほしいということになりますので、市のほうで設置するものではなく、電話であります電波塔とか、ああいうものを設置するような感じで、それが自動運行補助装置ということになりますので、市とすれば、占用をさせるという形になりますので、市が主体的にやるものではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第32号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第20 議案第33号 那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第20 議案第33号 那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、文化財保護審議会の委員の定員について、諸事情により定員に満たない場合であっても、円滑かつ弾力的な運用ができるよう、これを「10人」から「10人以内」に改めるものでございます。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第33号 那須烏山市文化財保護審議会設置及び運営条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第21 議案第34号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の廃止について

○議長（渋井由放） 日程第21 議案第34号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

平成28年4月に南那須地区広域行政事務組合から移管された那須烏山市健康管理センターにつきましては、乳幼児健診相談や介護予防教室等、健康の維持・向上の拠点として利用しておりましたが、施設の老朽化が進むとともに、本条例の設置目的である市民の福祉と健康の増進を図るための事業を実施する場としての機会がなくなり、施設の目的に合った運営が困難な状況が続いていることから、令和4年4月1日付で条例の廃止をしようとするものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 老朽化とのことなんですが、鉄筋コンクリート構造の事務室のようなのは、耐用年数50年になっていると思います。まだ耐用年数は10年前後、残っているんじゃないかと思いますが、活用方法はないのでしょうか。全く私はこれはもったいないと思っ

ているんですよ。

過日の全員協議会の説明では、公共用施設の検討委員会で、あとの利用については検討する、審議するということになっていたんですが、これは審議会の結論は別にして、市長や教育長、また担当課長は、こういう方法があると思いますというような活用方法はないのでしょうか。これについて、お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 条例が廃止されると、総務課のほうで普通財産として今後、管理することになりますが、この建物は未耐震であるということ、また、空調設備など故障が生じているということ、それをお金をかけて直すのかどうかといった点では、そもそも未耐震であるところを人が入るようなものでお貸しするということとはなじまないと総務課としては考えております。仮に活用するのであれば、倉庫、物置、そういったもので活用することは、安全上、何とかなるのかなと思っております。

現段階では、社会福祉協議会のほうでも、くれよんスクールというものが入っておりますが、今後、社会福祉協議会でも別な場所の移転を考えておりますので、そういったものが解決した際は、活用については今のところ倉庫ぐらいでしか活用できないのかなというふうに検討しているところであります。

以上です。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第34号 那須烏山市健康管理センター設置及び管理条例の廃止について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第22 議案第9号から、日程第28 議案第15号までの令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第10号）について、令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についての7議案については、いずれも令和3年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第22 議案第9号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第10号）について
 - ◎日程第23 議案第10号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第24 議案第11号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第25 議案第12号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第26 議案第13号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
 - ◎日程第27 議案第14号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
 - ◎日程第28 議案第15号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第9号から議案第15号までの7議案について、一括し

て議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第10号）でございます。

本案は、一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ5億5,306万9,000円増額し、補正後の予算総額を129億3,384万7,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、新型コロナウイルス感染症対策経費の追加計上等が生じましたことから、補正予算を編成したものであります。

また、翌年度への繰越明許費13事業、事業の精算等に伴う債務負担行為の追加・変更7事業、地方債の追加・変更5事業について、それぞれ所要の予算を措置いたしました。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業執行ができなかった13事業、約1,470万円につきましては、今回減額とさせていただきました。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

総務費は、財政調整基金積立金、市有施設整備基金積立金、庁舎整備基金積立金として、今後の財政運営の健全化や公共施設の総合管理に備えて、それぞれ積立金を計上するものであります。

ふるさと応援基金積立金は、全国各地から御寄附を頂いた金額について、積立金を計上するものであります。

まち・ひと・しごと創生推進基金積立金は、企業版ふるさと納税を頂いた金額について、積立金を新たに計上するものであります。

民生費は、社会福祉施設整備費として、社会福祉施設の施設整備に対し、補助金を新たに計上するものであります。

私立保育施設運営委託事業費は、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業として、私立保育園等の人件費の増額に対する負担金等を新たに計上するものであります。

子育て世帯臨時特別給付金事業費は、既に給付が行われております給付事業に、市独自の事業として、所得制限を撤廃し、全ての子育て世帯に対し、給付金を給付するものであります。なお、市独自の事業の財源としまして、新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金を充当いたしました。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費として、3回目接種の前倒しに伴い、報償費や委託料に不足が生じる見込みであることから、増額するものであります。

農林水産業費は、市単独の土地改良事業費として、国・県の補助対象とならない小規模な農業生産基盤及び生活環境の整備補助金について、要望に基づき増額するものであります。

商工費は、公園等観光施設運営費として、愛宕台緑地公園の眺望支障木等の伐採をするための増額であります。

土木費は、道路維持管理費として、路面の補修や支障木対応等の経費について増額するものであります。

道路整備費については、県実施の荒川災害復旧助成事業について、令和3年度の事業費の決定に伴う負担金の計上であります。

辺地道路整備事業費については、辺地対策事業債の追加配分により、事業費を増額するものであります。

急傾斜地崩壊対策事業費は、現在、実施しております2地区において、国からの追加配分に伴い、事業費を増額するものであります。

消防費は、消防水利施設整備費として、新たに設置した消火栓の負担金の額の確定に伴う増額であります。

教育費は、各小中学校運営費において、国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、備品等の購入をするための増額であります。

武道館管理費は、武道館前の遊具周りの柵を設置するための増額であります。

災害復旧費は、農地・農業用施設災害復旧事業費として、国補助の対象とならない農地・農業用施設に係る災害復旧費補助金の増額であります。

公債費は、償還元金、償還利子ともに利率見直し等の借入れ条件変更に伴う精算であります。次に、歳入であります。

市税は、法人市民税、固定資産税、現年課税分について、現在の徴収状況を勘案し、増額するものであります。

普通交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であります。

繰入金は、基金繰入金として、基金残高を確保するため、財政調整基金繰入金や市有施設整備基金、繰入金等を減額するものであります。

市債は、事業の精算によるものに加えて、道路排水工事に対して、緊急自然災害防止対策事業債が新たに発行を認められたことによる増額、辺地対策事業債の追加配分による増額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々から頂きました寄附金の増額計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入・歳出予算をそれぞれ596万7,000円増額し、補正後の予算総額を33億3,281万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、事業精査による保険給付費及び保健事業費の減額、過年度分の療養給付費等の精算による償還金の増額を計上いたしました。

歳入の内容は、国民健康保険税の調定額が、見込みより増加したことによる増額のほか、交付金等の交付額の確定に伴い、県支出金を減額するものであります。

なお、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入・歳出予算をそれぞれ43万8,000円減額し、補正後の予算総額を5,392万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、医薬品費の精査により不用額を減額するものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入が見込みより減少したため、減額するほか、新型コロナウイルスワクチン接種従事に伴う報酬により、諸収入を増額するものであります。

なお、財源の不足分につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第11号 令和3年度那須烏山市熊田診療場特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、熊田診療助特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ10万2,000円増額し、補正後の予算総額を4,913万1,000円とするものであります。

歳出の内容は、一般管理費及び医療用消耗機材費の需用費に不足が生じたため、増額するものであります。

歳入の内容は、診療収入が見込みより減少したため、減額し、へき地診療所補助金が見込みより増加したため、国庫補助金を増額いたしました。

次に、議案第12号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ61万円増額し、補正後の予

算総額を3億6,240万6,000円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が見込みより減少したため、減額し、後期高齢者医療広域連合長寿・健康増進推進交付金の追加交付に伴い、諸収入を増額するものであります。

また、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金をそれぞれ増額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、議案第13号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ6,292万1,000円増額し、補正後の予算総額を29億6,140万3,000円とするものであります。

歳出の内容は、今後の不足が見込まれる保険給付費の増額計上でございます。

また、保険給付費、地域支援事業費の財源につきましては、国県支出金及び一般会計繰入金等をもって措置いたしました。

次に、議案第14号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ140万円減額し、補正後の予算総額を3億6,655万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、人事異動による人件費の精査であります。

歳入の主な内容は、受益者負担金、一般会計繰入金を減額いたしました。

最後に、議案第15号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）でございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を1,374万2,000円増額し、補正後の予算総額を6億3,398万7,000円とするものであります。

主な内容は、補助事業で取得した資産の減価償却に伴う長期前受金戻入額の増額であります。

また、収益的支出を4,279万5,000円増額し、補正後の予算総額を5億5,761万9,000円とするものであります。

主な内容は、固定資産の取得・取替えに伴う減価償却費及び固定資産除却費の増額であります。

また、資本的収入を2,970万6,000円減額し、補正後の予算総額を9,602万2,000円とするものであります。

主な内容は、企業債借入れの減額であります。

また、資本的支出を2,857万円減額し、補正後の予算総額を4億6,940万円とするものであります。

主な内容は、関連する栃木県の工事発注予定が変更になったことに伴う、工事請負費の減額であります。

以上、議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（渋井由放） ここで暫時休憩いたします。再開を14時といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） さっきの質問が先だと思ったので、子育て世帯臨時特別給付金事業費で、全ての子供の対象にというのは、何百万だっけな、960万円以上の世帯が何人というのは、誰かさっき質問して、それに答えるのが先かなと思ったんですが、手を挙げないので。出ているんだよね。ここで答えるというわけだったんですよ。それを先やりますか。それは私は質問しません。それは質問した人がまた質問してください。

33ページ、定住促進対策費ということで、負担金、補助及び交付金が923万5,000円減額になっております。これも当初予算のときと、去年の決算のときにも言ったんですが、住宅リフォーム助成制度、あれをぶった切って、これに特化したんだよね。そうしたら案の定、923万5,000円も余っちゃったと。全くこれは政策の失敗じゃなかったですか。

ところが、今度の当初予算……、当初予算は後で審議しましょう。この中身、どうしてこういうふうになっちゃったのか。定住促進対策事業費100万円減、定住促進住まいづくり事業費545万円減、民間賃貸住宅家賃補助事業費278万5,000円減。この内容について、説明をお願いいたします。

35ページ、社会福祉総務費の新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業費、これについても、180万円減額になっておりますが、これは予定したのに、それだけの応募者とか申請者がなかったというような理解でよろしいんですかね。それとも、このような支援事業があるのに、対象者にそれが正確に伝わらないで、申請が進まなかったと、こんなふうに

解釈したほうがいいのか、その辺の考え方について説明をお願いいたします。

51ページ、保健体育総務費、体育協会等活動助成費が、やっぱり135万8,000円減額になっておりますが、これもコロナ関連で様々なイベントが取りやめになっている場合がありますので、そういう中でこのような減額が出たのかなと思うんですけど、これについての説明をお願いいたします。

災害復旧費の中の農地・農業用施設災害復旧費ということで、負担金、補助及び交付金が28万6,000円計上されておりますけども、これは先ほどの説明では、国・県の補助事業に該当しなかった市独自の補助事業対象ということでございますが、どのような内容なのか、お示しをお願いいたします。

公共土木災害復旧費ということで、委託料が100万円減額になっております。この理由について、お示しいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（洪井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） それでは、33ページ、定住促進対策についてを回答いたします。

3つ事業がございまして、1つが定住促進の対策事業費でございまして、100万円の減。こちらは、地方創生の移住支援金というものを、東京都内の23区から地方に移住されて、その地で就業されたという方々に対して100万円をお支払いするというもので、令和2年度中は、1件の実績があったんですけど、残念ながら今年度はその実績がなかったというところなんです。

今後、もしかしたら1件お支払いすることができるかなという案件もあるんですけど、これはただいま調整中ですので、令和4年度になるということで、申し訳ございません、この1件については今回、補正減とさせていただきます。

その次の、定住促進の住まいづくりの事業費でございまして。こちらは、いわゆる移住に係る住宅取得の奨励金でございまして、ここ数年、住宅の取得が非常に堅調に伸びていたものですから、我々も大きく期待して、予算を前の年度なんかよりもちょっと多めにするみたいな感じでやっていたんですけど、今年度になって、特に前半、新聞報道なんかにもありましたとおり、住宅の新築がすごく振るわなかったというようなことから、この住宅取得の奨励金、残念ながら件数が大幅に減しまして、減となりました。

もともとは、例えば旧制度、I J U優遇促進住宅奨励金と言っていたものなんですけど、20件見込んでいたんですけども、どうも決算は15件になってしまう。今、新しい制度であります移住促進の住宅奨励金、これも大きく50件見込んでいたんですけど、残念ながら35件にとどまってしまうということで、住宅取得が振るわなかったというところが大変大きな要因と

なってございます。

その次の③民間賃貸住宅の家賃補助でございます。こちら、前にもこの議会の中でもお話あったと思うんですけど、アパートに住む方が、なかなか新たに住む方がいないというような状況がございまして、想定していたよりもかなり減ってしまっているような状況でございます。

今年度、やっぱり新しく始めました移住ファミリー家賃補助金というものも、14世帯を見込んでいたんですけど、残念ながら5件にとどまってしまいそうだというようなことで、3点総じまして、こちらの減になるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 私のほうからは、35ページの生活困窮者自立支援金支給事業費について御説明いたします。

この事業につきましては、当初、令和3年度で終了すると言われてまして、予算取りはしておりましたけれども、段階的に延長されておまして、令和4年度まで継続されるということになりました。それに伴いまして、令和4年度以降に支給が見込まれると思われる予算につきましては、令和3年度から減額をいたしまして、令和4年度のほうで、改めて取らせていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私のほうからは、51ページの、体育協会等活動助成費135万8,000円の減額の内容を御説明申し上げます。

これは、議員のおっしゃるとおり、コロナウイルス感染症の拡大によりまして、市民ハイキングや駅伝競走大会などが中止となりました。また、マラソン大会は実施できたんですが、規模を縮小しての実施となったための減額ということになります。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、51ページの農地・農業用施設災害復旧事業費について、御説明申し上げます。

災害復旧事業費の28万6,000円につきましては、国庫補助事業に該当しない小規模な災害復旧事業ということで、総事業費40万円未満の災害復旧事業でございます。

対象箇所については、2か所ということで、事業内容につきましては、水田と排水路等の法面の復旧工事ということで、補助率2分の1、上限20万円という工事内容になってございま

す。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私のほうからは、同じく51ページ、公共土木災害復旧事業費の100万円の減でございますが、こちらにつきましては、令和3年度につきましては、幸いなことに大きな災害がなかったということで、国庫補助事業対象の災害を申請するに当たりの委託料でございました。なかったということで、減をするということでございます。

○議長（渋井由放） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 大体、分かりました。

それで、やっぱり32ページ、33ページの定住促進対策費、これは非常に、大切じゃないとは言っていないよ、大切です。だけど、この予算を増額するために、全く目的の違う住宅リフォーム助成制度をぶった切ってまで予算化したんですよ、これ。それでやったら、やっぱり見込みと合わなくて、事業が進まなかったと、こういうことですよね。

そういう意味で、一般質問でも言いますが、住宅リフォーム助成制度は、その委託をする市民の皆さんも、仕事を請け負った業者の皆さんも、非常に助かるということで、何倍もの経済効果があったんですよ。それをぶった切ってまで、この定住促進事業のほうに上乘せして、こういう失敗をしているわけですよ。だから私は何回も、何回も言っているのに、改めようとしなないと。これについては、非常に問題があると思います。問題提起だけして。

総務企画常任委員会も、これは予算化すべきだということで、委員会の決定として指摘をしたはずでございます。そのこともお伝えしておきます。

以上。

○議長（渋井由放） 川俣市長。

○市長（川俣純子） たしか前回もこのように御質問いただきましたので、私のほうでも、これは反省すべき点だというお答えをさせていただいたと思います。

今後、こういうことがないように、慎重に計画を立てたりさせていただきたいと思います。新たなことを取り組みましたが、やはりこういう結果が出たことは反省させていただき、改善していきたいと思いますので、御助言ありがとうございます。

○議長（渋井由放） 次、誰かございますか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 大先輩の前に、ちょっと何点か。

まず、10ページ、11ページ、一般会計のほう、ここに、ちょっとこれ、分からないので教えてほしいんですけども、農林水産業費のところ、農業用のため池の防災減災対策事業費、

これを繰越ししてありますけども、5,399万9,000円。これイメージとして、神長のため池が危ないみたいな話が前にあったので、そういうレベルのお金ということはないですよということで、この繰越ししている5,400万円ぐらいがどんな内容なのかというのを、ちょっと確認させてください。

それと、37ページで、高齢者福祉費、これの説明の中で、後期高齢者医療制度事業費が約2,000万円ほど使われていないというか、これが異常値なのか、それともこれはどういう内容でこういう金額になったのか、見通しも含めて教えてください。今後も含めてですね。

それと、39ページの衛生費、この中で一番下のところで、コロナの関係でいろんな事業費がマイナスになっていますけども、予防接種とか風疹予防、この辺もやっぱりコロナの影響で、ほとんどこれはできなかつたのかどうか、この辺の詳細をちょっと教えてください。

それと、43ページのところに、林業振興費、これはせっかく林業振興費というのをを使って、森林、山がきれいになったり、こういう事業で、私も注目していたんですけども、ここで森林経営管理制度事業費が560万4,000円。これも、これだけ、残ったんですけども、これって、その推進というか、これが鈍っているのか、それとも何かマイナスの面があるのかどうかですね。これは異常値じゃなくて、こういうことだから、これはどんどん推進されているんですよという答えが一番うれしいんですけども、その詳細を教えてください。

それと最後に、69ページのところに、歳出財源の充当一覧で市の負担の詳細が載っていますけども、この中で道路保全費、これが予算でゼロで、実際には2,370万円を使っているんですけども、道路保全費って初めからなしからスタートなのかというのはちょっと違和感を感じるので、これって今までも多分そうだったのかなと思うんだけど、この辺、改善する余地がないのかどうか。

以上、お願いします。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） まず、11ページの農林水産業費の農業用ため池の防災減災対策事業費の5,399万9,000円について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、西日本豪雨に端を発しまして、令和2年度から4年度にかけて、全国の防災ため池の緊急点検というところで事業を行っているところでございます。

事業の内容につきましては、市内に重点ため池24か所ございます。その豪雨体制評価、あとは地震の体制評価、あとは劣化状況評価についての3項目を業務委託しまして、評価を行っているところでございます。

なお、24か所ございますけれども、実際この評価の対象とするのは18か所のため池でございます。既に10か所は、この評価が終わってございます。残りの8か所についてを令和

3年度、実施する予定でございました。しかしながら、ため池の統廃合等、地元との調整等に不測の日数を要してしまったというところで、年度内完了が困難ということで、繰越しを含めて令和4年度にこの18か所全て、残りの8か所を実施する内容となっております。

歳出のほうの森林経営管理制度事業費のマイナス560万4,000円についてでございます。

こちらにつきましては、森林環境譲与税を活用しまして、森林経営管理法に基づきまして、森林管理が行われていない森林を対象にして、森林所有者への意向調査、伐採等の集積計画を作成しまして、間伐をするという事業でございました。当初、田野倉地区、大木須地区でやる予定でございました。

その中で、大木須地区が今回、実施できなかったということによる減額でございます。その理由としましては、大木須地区については、県におきます、とちぎの元気な森づくり森林所有者対策事業というのを活用しまして、ドローンを飛ばして地籍調査を行ってございます。しかしながら、現場でくい打ちができないんですね。現場でくい打ちができないがために、間伐の集積計画、あとは間伐区域の特定が、上から地籍の面積は確定できるんですけども、くいをしていないがために、大木須地区については実施できなかったというのがマイナスになった原因でございます。

田野倉地区につきましては、山中交差点を西山鉄網に向かいました手前の西側の山林、約3ヘクタールを実施でございますので、今後、大木須につきましては、くいのポイントなんかも確認しながら、随時、事業を行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 私のほうからは、37ページの後期高齢者医療制度事業費の約2,000万円の減額について、御説明いたします。

こちらにつきましては、後期高齢者医療広域連合への医療給付費、それから事務費に係る負担金の確定に合わせての減額でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） すみません、はっきり聞き取れなかったんですが、39ページの下のところの予防接種事業費は、コロナの影響で減額補正になったのかということよろしいでしょうか。

各種予防接種事業、多少、影響を受けていると思います。特にインフルエンザ関係、大きく影響しまして、合計で800万円余りの減額補正ということになってしまいました。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 道路保全費の充当ですが、起債の絡みなので、私のほうから御説明申し上げます。

12ページ、13ページの起債の変更のところを見ていただきたいと思います。一番上の市道整備事業債というのがあります。道路整備に関しては、大きなくくりとしては、市道整備事業債というくくりであるんですけども、今回の2,370万円については、道路の排水関係の新たな起債が認められました。名前が、緊急自然災害防止対策事業債といいます。非常にこれが新規で加わったために、都市建設課のほうで予定しています4本の路線の起債を2,370万円借り入れられたことに伴う充当でございますので、予算がゼロで充当というのは、確かに変に思うかもしれませんが、起債の充当が追加になったと御理解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 大体説明で分かりましたが、一番最初のため池の防災関係で、残っているということよりも、具体的に一番、要するに防災の見方で見て危ないところはこんなところがありそうだというのが我々の知りたいところなので、どうしてこんなにお金がかかるのかというイメージが湧かないんですね。

例えば鴻野山のあの一番大きいところが破損したとか、そういうことがあればイメージがつくんですけど、どう見ても、どこを探してもこんなお金がかかるようなところはないんじゃないかというのは、ずっと不信感を持っているので、それについて教えてください。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） ため池、農業用施設ため池なものですから、小堀議員おっしゃいますように、鴻野山の大溜であるとか、緑地運動公園に入るところの大和久のため池、そういうのが本当に危険箇所かなとは思っております。

市内に24か所のため池がございますけども、満々と水をためたため池って、そうはないんです。ただ、この体制評価については、なかなか評価できる企業とかそういうのがありませんので、全て県の土地改良連合会事業団のほうに専門員としてその体制評価を全部やってもらうのに、かなり割高な金額にはなってしまいますけども、国庫補助事業で100%ということで、これを活用して、やらせていただいているのが今の現状です。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） はい、いいです。

○議長（渋井由放） 質疑はほかに。

14番沼田邦彦議員。

○14番（沼田邦彦） 何点かお伺いいたします。

まず、31ページ、基金の積立て状況なんですけれども、財政調整基金に1億円、市有施設整備に2億円、庁舎整備に2億円と基金の積立てができるということは、非常によいことだと思います。結果的に1億円、2億円、2億円という数字が積み立てられたわけなんですけれども、予定どおりの数字なのか、それとも予定より少なかったのか、予定より多く積めたのか、その辺の状況について伺います。

2点目、先ほど平塚先輩からもありましたけれども、定住促進関係の3項目ですね。令和3年度の目玉事業として、予算も多めに設定したかと思えますけれども、いろいろな事情があって、予算を消化することができなかったということだと思うんですけれども、この辺の乖離があった部分の最大の理由は、どの辺に着目しているのか、改めて伺います。

次に、35ページ、社会福祉整備費1,500万円、もう一度こちらについて、内容について伺います。

次に、37ページ、私立保育園1,766万8,000円。人件費というような説明だったような気がしたんですけれども、だとしましたら、何人分ぐらいの人件費になるのか伺います。

次に、39ページ、生活保護総務費、この詳細について伺います。

次に、43ページ、市単独土地改良事業費286万2,000円、ついておりますけれども、箇所と、どのような工事だったのか伺います。

そして、最後に51ページ、学校給食センター運営費121万円、ついておりますけれども、内容について伺います。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 基金の状況でございます。

1番の、今回、計画どおりに積み立てられるかという部分は、確かに毎年度、決算時期でもございますので、事業の精査等々で、確かに余剰金が発生いたします。しかし、今回の余剰金の一番の理由は、やはり普通交付税でございます。今回、補正も6億円からの補正をさせていただいてはございますけれども、一番大きいのは、新たに交付税の算定に、地域デジタル推進の費用とか、やっぱり地域経済、コロナで逼迫しておりますので、臨時経済対策費とか、いろんなそういった新しい項目がカウントされました。そういった関係で、交付税が予定よりも、財政計画よりも多く、4億円超、今回は頂けたというところは、非常に計画内ではございませんでした。

そういった部分も考えて、今後の財政運営ということで、市長からも答弁させていただいたとおり、庁舎整備基金には2億円ということで、今トータル19億円。20億円を当初、目標

といたしていましたが、順調に基金が積み立てておれるという形でございます。

市有施設の基金につきましては、今回も2億円ということで、やはり御存じのとおり公共施設の老朽化に対するこれからの支出を考えると、2億円積み立てられたということは、非常に大きなことだと思っています。

今トータルで約20億円というような状況でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 沼田議員から御質問、再度いただきました33ページの定住促進関連ということでよろしいですね。なぜこういった乖離がというお話でございました。

過去の資料、つぶさには私もちょっと今日は持ってまいっておりませんが、平成30年度の旧定住の関係の奨励金が、総件数35件だったところが、令和元年度には54件に伸びて、令和2年度の実績は、元年と同様の53件だった。昨年度も結構いろいろと住宅についての相談が多かった。なので、このところ住宅着工については伸びが見られておりましたので、私どもとしましては、その伸びを踏まえて、また、移住者への加算分を増やしたりというようなことをしてまいったところでございます。

今年度、その中で住宅着工、かなり少なかった。内情を聞きますと、やっぱりコロナの関係なんかもかなりあったとは聞くんですけど、消費税増税前にかなり駆け込みがあった、そこがコロナによってちょっと止まってしまったところは否めないのかなというところで、大変残念に思っているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 皆川健康福祉課長。

○健康福祉課長（皆川康代） 35ページの社会福祉施設整備費の補助金でございます。

こちら1,500万円につきましては、現在、大和久福祉会におきまして整備が進められております、就労継続支援事業B型事業所、作業所いっぱいというところになりますけれども、こちらに対しまして、市が交付する補助金でございます。

大和久福祉会のこの総事業費につきましては、1億9,278万5,000円でございます。総事業費の10分の1以内を市が補助するというものでございます。

この就労継続支援のB型というものにつきましては、通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である方に対して、就労の機会の提供や生産活動の提供、また、そのために必要な知識や能力の向上のために必要な訓練の支援を行うという事業所になっておりますので、とても重要な位置づけになりますので、このような補助金とさせていただきます。

それから、引き続きまして、39ページの生活保護の総務費ですけれども、こちらは毎年度、前年度の事業が確定いたしますと、精算を行います。本年度の811万3,000円につきましては、令和2年度の精算による償還金でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 37ページの私立保育施設運営委託事業費1,766万8,000円増額の中で、人件費関係ということなのですが、こちらは処遇改善ということで増額になってはいますが、処遇改善での人件費の額としましては、200万円ちょっとになっております。

申し訳ございません、各施設ごとの金額は出ているんですけど、ちょっと人数が把握できていなかったものですから、後ほどお答えしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、43ページの市単独土地改良事業費286万2,000円について、御説明申し上げます。

この事業につきましては、国及び県の補助事業の対象とならない小規模な農業生産基盤、農地耕作条件等の整備に対する補助金の増額となっております。

対象箇所につきましては12か所、総事業費につきましては672万9,000円でございます。総事業費から10万円を減じました2分の1を補助額としまして、上限は100万円というところでございます。

事業内容につきましては、用・排水路の修繕、揚水機、ポンプの交換、水路のかさ上げ、暗渠管布設等でございます。申請者はほとんどが土地改良区というところでございます。

以上でございます。（「細かい箇所は分からないんですね」の声あり）細かい箇所はちょっと。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 私のほうからは、51ページ、学校給食センター運営費121万円、こちらについて説明させていただきます。

厨房で利用しておりますコンテナとか、そういったキャスターなどの消耗品の購入と、高速ミキサーとか、あとデジタル天びん、そういったものの備品の購入に、今回は予算計上させていただいております。

以上でございます。

○14番（沼田邦彦） 了解です。

○議長（渋井由放） 質疑はございませんか。

15番中山五男議員。

○15番(中山五男) 質問を申し上げる前に、私、各課長さんのほうに1点、申し上げたいと思います。

予算計上された事務事業費というのは、今回も補正してありますが、実施できますとして議会の提案をして議決したものであります。それが大幅な変更というのは、予算要求の際の見込み違い、または確認不足から来るのではないかと私は思っているんですよ。私は安易な予算要求はすべきじゃないと、そう思っています。これからさらに慎重な予算要求をし、議会のほうに提案をしてもらいたいと、そう思っております。

そういう中で、一般会計補正予算の中から5点ほどお伺いします。

まず1点目、11ページの繰越明許費です。これは合わせて14事業費が3月いっぱいまでに事業実施できないとして、繰り越すわけなんですけど、その中には、当初予算が全く執行することなく次年度へ繰り越すもの、さらに当初予算から補正予算を繰り返して、増額していながら、その一部を次年度へ繰り越すものなどがあるのではないかと思います。これらについて、なぜ繰り越さなければならないのか、その理由についてお伺いしたいと思います。

次に、12ページに地方債の補正がありますね。ここで追加で、認定こども園の整備事業費として、これは1,770万円ほど、地方債、これは借金をするわけなんですけど、なぜ繰越す事業の中で、地方債を利用しようとしているのかであります。

次に、31ページを開いてもらいたいと思うんですが、下から2行目に、地域おこし協力隊事業とありますよね。これは当初予算で928万4,000円ほど計上してあります。今回はそのほとんどがマイナスになるわけなんですけど、このような状況で、今年は地域おこし協力隊の何か実績が残すことができたのかどうか、それも含めてお伺いしたいと思います。

森林関係は小堀議員が聞きましたから、これは分かりました。

あと、49ページを開いてもらいたいと思うんですが、中ほど、社会教育費の中の成人式の事業であります。令和3年度は当初に29万5,000円ほど取りました。それで、11月に514万2,000円ほどの大幅な予算要求をして、合わせて543万7,000円になったわけなんです。ところが、これはコロナの影響もあったかもしれませんが、500万円ほどマイナスということで、なぜこれほどの減額になってしまったのか、お伺いしたいと思います。

もう一点、最後、51ページに市債償還金があります。市債償還金、マイナスで1,173万6,000円で、次のページを開きますと、利息も900万円ほどマイナスになるんですが、私は市債の償還金というのは、当初予算で今年は元金を幾ら返済する、それに対して利息が幾らというふうに、もうほとんど確定しているんじゃないかと思いますが、なぜこの時点でそれがそれぞれ、これほど返さなくて済みましたということになったのか、これについ

てお伺いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、10ページの繰越明許費については各課で対応ということで、私のほうから、まず最初に総務管理費の社会保障・税番号制度システム整備事業費の繰越しについて御説明いたします。

こちらにつきましては、総務省からの補助事業ということで、10分の10補助となりますが、こちらのほう、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化を実現するために、令和3年11月に補正予算に計上されたものでございまして、各団体による早期の事業着手に資するよう、令和3年度中に交付決定を行う予定でございます。

こちらにつきましては、各団体において会計年度独立の原則も踏まえ、令和3年度中に本補助金の上程をする必要がございますが、実際、国のほうでは令和5年1月から2月頃にサービスを開始する予定でございまして、それに合わせて、市のほうもその通信テストを令和5年の1月頃にやる予定でございまして、繰越しをして、完了は令和5年1月ということになってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 同じく10ページの繰越明許費のうち、こども課関連について説明申し上げます。

上から2段目の保育対策総合支援事業費、児童福祉事業費191万円、あと3段目の保育対策総合支援事業費、特別保育事業費270万円、同じく一番下の教育支援体制整備事業費、幼稚園管理費50万6,000円、以上の3つは、いずれも国の令和3年度補正予算によるもので、内容としましては、幼稚園、保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品等の購入費の経費について、補助割合が国2分の1、市区町村等が2分の1負担となる事業となっております。

いまだコロナ感染が終息しない状況でありますので、3月補正に計上させていただきましたが、必要な衛生用品等に入手困難なものがございまして、年度内の執行が困難なことから、繰越しでの対応と考えております。事業完了見込みにつきましては、早々に手続を図り、なるべく早い段階で各保育施設等に納品できるよう、努めてまいりたいと思います。

次に、上から4段目、認定こども園施設整備費3,500万円は、認定こども園の設計業務委託料ですが、当初計画におきまして、いろいろ見直しが必要となったことから、方針決定ま

で長期間、時間を要してしまいました。このことから、年度内に事業を完了することが難しいため、繰越しするものです。

また、事業完了見込み時期は、今回の繰越し分であります設計業務委託の部分では、令和4年度末になる見込みです。さらにハード面、こちらにつきましては、令和5年度から工事着工し、令和6年度中の開園を目指しますが、物資の供給が滞る場合は、開園が遅れる可能性もあるかと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、10ページの農林水産業費の繰越明許について御説明申し上げます。

農業委員会費の運営費の52万円でございます。こちらにつきましては、農業委員会によります情報収集等業務効率化支援事業費補助金ということで、農業委員19名、農地利用最適化推進委員さん25名、全部で44名いるわけですけれども、例年、7月末から8月にかけて、農地パトロールということで、農地の利用状況調査を行ってございます。今まで紙ベースの地図を用いまして調査を行ってございますけれども、国の補助金、令和3年度の補正予算対応ということで、国の補助金がつくということで、これはタブレットの端末の購入費用の52万円でございます。まだ交付決定等、来てございませんけれども、3月で予算措置される予定となっております。

13台分の端末を購入する予定ということでございまして、令和4年度の農地利用状況調査が始まります夏頃までには、購入する予定となっております。

農業用ため池防災減災対策推進事業費の5,399万円につきましては、先ほど小堀議員の質問に答弁したとおり、市内の重点ため池24か所中のため池のうち、18か所を、豪雨体制評価、地震の体制評価、劣化状況評価ということで実施しますけれども、8か所が地元との調整、またはため池の統廃合等の見直しにつきまして、不測の日数を要したということでございまして、8か所は年度内に完了しませんでしたので、令和4年度に全箇所を終了させるものでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 同じく10ページ、繰越明許費、8款の都市建設課所管分につきまして、説明いたします。

まず、辺地道路整備事業費につきまして、こちらにつきましては、国からの予算配分を受けまして、県から起債可能額が変更になりました。工事につきましては、これから発注というこ

とになります。工事の完成時期につきましては、今年、令和4年の12月頃を見込んでおります。

次に、河川費、急傾斜地崩壊対策事業費でございます。

これは、栃木県が事業主体となって工場を進めていただいております旭表I-A地区、それから大木須の行人塚I-A地区に対しまして、市が負担割合に応じ、負担金を納めることになっております。

こちらにつきましては、令和4年度分の前倒しで、国のほうの事業費が追加になりましたことから、繰越しをするものでございます。完成見込みにつきましては、令和5年3月、令和4年度末を予定しております。

次に、5、住宅費、住宅建築物安全ストック形成事業費の410万円でございますが、こちらにつきましては、木造住宅の耐震化の推進を図るため、耐震診断を受けた後、建て替えをする方につきまして補助をする事業でございます。

令和3年度におきましては、4名の方からの申請がございました。しかしながら、コロナウイルスの長期化によりまして、木材等の建築資材の供給が不足したなど、工期の延長が余儀なくされ、建物の完成・引渡しが延びるということでございます。それに伴いまして、繰越しを申請するものでございまして、完了見込みは7月末を見込んでおります。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） それでは、10、教育費の2、小学校、学校保健特別対策事業費、小学校運営費と、3の中学校、学校保健特別対策事業費、中学校運営費、こちらをまず説明させていただきたいと思っております。

こちらですけれども、コロナ関連の文科省の学校保健特別対策事業費補助金に係る費用でございます。補助率2分の1の補助のものでございます。12月の国の補正予算に伴いまして予算化されたもので、今年度中の執行見込みが困難なため、繰り越すものでございます。

こちらですけれども、各小中学校の児童生徒数に応じまして補助されるもので、烏山小学校と烏山中学校が上限額が135万円、その他の5校の小中学校は上限90万円の予算となります。各校長の判断によりまして、児童生徒の感染対策に必要な物品の購入ができるものでございます。今年のなるべく早い時期に事業は終了したいと考えております。

次に、中学校施設管理費390万5,000円です。

こちらは、烏山中学校の避難器具交換の費用として、12月の議会におきまして補正したものですけれども、このコロナ禍の中、部品の調達が間に合わず、3月中の完了見込みが困難なため、繰り越すものでございます。4月中には完成する見込みということで話は聞いておりま

す。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 私のほうからは、地方債に関する部分と、市債の償還の関係の御質問です。

12ページの認定こども園の事業債1,770万円でございます。一番の理由は、実施設計費の繰越しとこども課長のほうから説明がありました。それに伴って、起債の借入れが最終協議で認定を受けましたので、充当率90%というルールで、1,770万円を追加させていただいて、その分、繰越しという形になります。

事業名は認定こども園の事業債とありますが、これも平成29年に新たに創設された起債でございます。名称が、公共施設等適正管理推進事業債といいまして、通称、公適債と言っております。こういったもので、一番、公共施設の今、老朽化、どの自治体でも同じ条件でございます。本市においても管理計画の見直しを進めております。それに基づいて、にこにこ保育園とつくし幼稚園の統合ということで、保育園の床面積の廃止の面積があるというのが前提でございます。そういった有利な起債を借りるということになりました。

それから、51ページの市債の償還の関係です。元金の1,173万6,000円の減額については、非常に大きな金額です。当然、起債の元金は決まっているものと議員のおっしゃるとおりではございますが、実は令和元年の災害の借入れの分で、起債が2年据置きだったんです。令和元年に借りたのが、実は国は、前借りだったんですね。前借りだったものですから、令和3年の2年後の起債返済と思い、財政は計上いたしました。それが実は本債は令和2年ということの起債の部分だったので、令和2年から2年据置きなので、来年度、この部分がかかるということで、大きな1,000万円の減額というのが発生いたしました。補正で調整させていただきました。

それから、利子の900万1,000円の減額でございますが、一番大きなものは、平成22年の縁故資金というのがありまして、10年利率見直しです。これが非常に大きな利率で減額になった理由でございます。10数本、起債がありますので、利率の見直し、3月末に支払いになりますので、今、金融機関との最終利率の調整というふうになっておりますが、こういった金額が減額になるということになります。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 大谷まちづくり課長。

○まちづくり課長（大谷光幸） 私のほうからは、31ページの地域おこし協力隊の減額803万7,000円について、お答えしたいと思います。

この803万7,000円でございますが、減額の内訳といたしましては、報酬手当、社会保険料、通勤手当といった地域おこし協力隊の人件費に係る分、それと、インターンとして採用した場合の業務委託料50万円、もう一つ、協力隊に活動を支援するための補助金120万円というものでございます。2名分を雇いたく、予算を措置させていただいたものでございました。

令和3年度の採用につきましては、令和3年度の早々に何とか雇うことができるようにと思って、令和2年度から募集をしまいましたが、残念ながら令和3年度の当初には雇うことができなかった。その後も我々を応援してくださる皆さんもいますので、早速、第2次募集というものを6月から9月までやりまして、その結果、だんだん当たりが出てきましたというか、相談が二、三件あって、おかげさまで、応募は1件はあったんです。それで、一次試験までは行ったんですけど、残念ながら辞退になってしまったということで、申し訳ございません、令和3年度は採用には至りませんでした。

前回の採用辞退をいただいたのは令和2年の8月だったと思いますので、それからかれこれ1年半ぐらい採用に向けて苦しんでまいりましたが、恐らく令和4年度には採用が何とかできそうな今、見込みでおりますので、近いうちにいいお話ができればと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上和明） それでは、私のほうから、49ページ、成人式事業費500万円の減額の理由について、御説明させていただきます。

当初の段階では、通常どおり成人式を実施する予定で予算のほうを組ませていただいたんですが、年度内にコロナウイルスの感染症拡大が見られましたので、そのために成人式が中止になった場合に、成人祝金の給付を予定しまして予算化させていただいたところでございます。

ただ、今年度は、幸いなことに予定どおり成人式のほうを実施できましたので、その成人祝金分500万円を減額するものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 15番中山五男議員。

○15番（中山五男） 一通り御答弁をいただきました。

繰り返しますが、各課長、とにかくこの議会に提案をする予算については、さらに慎重にはもう慎重を期していただきたいと、そう思っております。

答弁いただいた中で、1点だけ申し上げますが、地域おこし協力隊、新年度予算の中にも今年程度の予算が計上されていますが、これは無理に協力隊を頼んで、果たしてその費用対効果が上がるものかどうか、非常に難しいんじゃないかと思えます。これまでも何人も、何人も

この協力隊をお願いしまして、那須烏山市の活性化のために汗を流していただいたわけなんです。果たしてそれが本当にこの費用対効果が上がったのかどうかということとをさらに検証した上で、令和4年度は人選に当たってもらいたいと思います。

以上です。了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番堀江清一議員。

○3番（堀江清一） 子育て世帯臨時特別給付金、ここで、先ほどの960万円という収入の、いかに支給されるということでしたが、960万円以上のまず世帯は何世帯あるのかということと、あと、960万円以上の世帯に対して、市として何らかのお考えはあったのかということをお伺いしたいということですね。

お願いします。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 今回、子育て世帯臨時特別給付金ということで、支給要件であります所得制限、これを撤廃した児童手当制度における特例給付金の区分の、子育て世帯に対しても、平等に同様の給付、児童1人当たり10万円、これを行うことを市のほうで決めました。併せて、基準日以降に離婚した、本給付金を受け取れなかった新規のひとり親世帯に対しても、同じく児童1人当たり10万円を給付するというので、1,480万円計上させていただいたところです。

特例給付、所得制限のかかっている分につきましては、児童手当制度上、中学生以下であれば135名ぐらいだろうということなんです。高校生もここで含んでくるということなので、高校生を想定して20名、あとプラスアルファ、ここは転入だったりとか、あとは予算をある程度取っておかないといけないということで、15名、あとさらには先ほど申し上げた離婚された方の分、それも一応10名、取っております。合計で今回の補正では180名分を入れてございます。

ただ、180名であれば1,800万の補正ということにはなるんですが、今まで執行してきました2,979名に対しての、今回の180名プラスしますと、3,159名となります。今現在、3,011名の予算を持っておりますので、その差としまして、148人分、1,480万円を今回は要求させていただくということになります。

以上です。

○3番（堀江清一） 960万円以上の世帯数というのは分からないんですね。

○議長（渋井由放） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） すみません、人数は180名ということで想定しているんです。

が、世帯数につきましてはちょっと。

○3番（堀江清一）　　そうですか。分かりました。

○議長（渋井由放）　　後でまた聞いてもらいましょう。

○3番（堀江清一）　　分かりました。

　　以上です。

○議長（渋井由放）　　ここで暫時休憩いたします。再開を3時10分といたします。

　　　　　　　　　　　　休憩　午後　3時02分

　　　　　　　　　　　　再開　午後　3時10分

○議長（渋井由放）　　休憩前に引き続き再開いたします。

　　ここで、答弁漏れがございましたので、川俣こども課長より答弁があります。

　　川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一）　　先ほど沼田議員から御質問いただきました、37ページの私立保育施設運営委託事業費1,766万8,000円のうち、処遇改善での職員の人数は何人かという質問なんですが、合計で99名となっております。

　　あと、堀江議員のほうから質問ありました特例給付、所得制限を超えている世帯分ですが、中学生以下については、先ほど申し上げたとおり135名ということで、この分につきましては69世帯が該当しております。あと高校生、20名と申し上げましたが、こちらは20世帯。それ以外のプラスアルファの15名であったり、離婚の10名、こちらは特別、世帯というのは把握していないので、この数イコールかなと、そういったところです。

○議長（渋井由放）　　ほかに質疑はございませんか。

　　11番田島信二議員。

○11番（田島信二）　　33ページの交通指導員活動費の減額、95万2,000円減額になっていますが、やる人がいなくなっちゃったのかな。

　　あと一点、69ページ、大桶運動公園整備費、マイナス100万円。

　　以上です。2点お願いします。

○議長（渋井由放）　　佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹）　　33ページ、交通指導員活動費の減額ですが、交通指導員、4月から正式に雇われた方が、9月いっぱいまでちょっといなかったものですから、10月以降、正式に採用されたものが確定しておりますので、その差額分を減額しているところでございます。

○議長（渋井由放）　　菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 69ページの大桶運動公園の施設整備費の部分でございますが、これも起債の関係があります。12・13ページに記載があります都市公園整備事業債というところがございます。この起債が、実績が決まりましたので、それに伴う減額等でございます。

よろしいでしょうか。

○11番（田島信二） 了解です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第9号から議案第15号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。

17番平塚英教議員。

〔17番 平塚英教 登壇〕

○17番（平塚英教） 御苦労さまです。ただいま上程中の議案第9号から議案第15号までの、令和3年度の本市各会計の補正予算ということでございまして、おおむね議案第9号以外は賛成でございます。第9号につきましても、おおむね賛成なんですけど、どうしても32ページ、33ページの定住促進対策費というのが、昨年の予算の目玉事業ということで提示して、それまで非常に好評であった住宅リフォーム助成制度を全面にカットして、ここに予算を振り向けた結果、923万5,000円も返上すると。これはあってはならないと私は思います。

大体、リフォーム事業は、地元小規模事業所の育成ということが大きな事業でありました。それをばっさり切って、この定住促進に振り向けたわけでございます。私も定住促進は大いに賛成でございます。しかしながら、全く目的の違う事業をばっさり切って、単に住宅の改修の助成に補助金をつければ定住が進むと、こんな単純なもんじゃないんですよ。生活全般、あるいは就労の関係もあって、そういうものを全面的にフォローしなければ、定住促進は進まないと私は考えます。

そういう意味で、この定住促進対策費そのものを否定するものではありません。しかしながら、全く目的の違う住宅リフォーム助成制度を全面カットして、ここに振り向けて、923万

5,000円も使い切れなかったということで返上すると、これは私はどうしても納得できません。この点については同意しかねるということで、引き続き総務企画常任委員会のほうでも予算審査のときに意見書を執行部のほうに提出しておるわけでございますので、改めてその辺も大いに検証していただくということを踏まえて、この点について同意できないということで、反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第9号 令和3年度那須烏山市一般会計補正予算（第10号）について、原案のとおり決定することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（渋井由放） 起立多数と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第10号 令和3年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第11号 令和3年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第12号 令和3年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第13号 令和3年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第

3号)について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第14号 令和3年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第15号 令和3年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第29 議案第1号から、日程第36 議案第8号までの令和4年度那須烏山市一般会計予算について、令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、令和4年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について、令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について、令和4年度那須烏山市水道事業会計予算についての8議案については、いずれも令和4年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第29 議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計予算について
 - ◎日程第30 議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
 - ◎日程第31 議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
 - ◎日程第32 議案第4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

- ◎日程第33 議案第5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
- ◎日程第34 議案第6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について
- ◎日程第35 議案第7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について
- ◎日程第36 議案第8号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第8号までの令和4年度当初予算については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計予算でございます。

本市の財政状況は、高率で推移している経常収支比率や、恒常的な自主財源比率の低さが懸念材料とされておりますが、現在の厳しい状況下におきましても、令和2年度決算においては、将来負担比率はゼロを維持し、また、今後の公共施設の再編等に向けて、地方債残高は減少し、基金は積み増しをするなど、持続可能な財政運営へ向けて、厳しい財政状況の立て直しの成果が表れているものと考えております。

今後も、市民の明るい未来のために、また、コロナ収束後の経済活動回復のために、財政状況の悪化を招くことなく、この難局を乗り切っていく覚悟であります。

さて、議案第1号 令和4年度那須烏山市一般会計予算であります。歳入では、普通交付税における合併算定替えの縮減期間が終了し、いよいよ一本算定となったことから、財源の確保が厳しい状況に変わりはありません。

歳出では、少子高齢化の影響による扶助費の増加に歯止めがかからず、加えて、老朽化が著しい公共施設の長寿命化・統廃合など、財政負担が増していく中で、引き続き厳しい財政運営が想定されます。

このような中、令和4年度は、第2次総合計画の最終年度として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働によるひかり輝くまちづくり」を進めてまいります。また、市民協働のまちづくりの推進、持続可能な財政運営、八溝地域と我が市のよさを引き出すを3つの大きな柱として、本市が目指すべき将来像に向けて事業展開を図るとともに、ユネスコ無形文化遺産、

烏山の山あげ行事や烏山城跡、龍門の滝、JR烏山線といった地域資源を最大限活用し、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の3年目の年として、着実な成果を目指してまいります。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の防止対策や経済対策、デジタル庁の設置による新たな施策への対応など、状況を見極めながら、令和4年度補正予算等も含め、スピード感を持った対応を図ってまいりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

未来につなぐ責任を果たすための市民の生活と暮らしを守る、地方創生充実予算として、全力で取り組んでまいります。

さて、令和4年度一般会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比2億8,581万7,000円、2.6%増の111億6,000万円といたしました。

それでは、主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度比1億7,550万2,000円、5.8%増とし、総額で31億7,917万3,000円としました。

主な税目では、固定資産税について、新規の償却資産の計上に伴い、前年度比1億4,500万円、9.3%の増を見込みました。

地方交付税は、合併算定替えの縮減期間が終了となり、一本算定となったことから、減額が予想されるものの、令和3年度の実績を勘案し、前年度比1億円増の42億円としました。このうち、普通交付税は37億5,000万円、特別交付税は4億5,000万円でございます。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や、大桶運動公園施設整備、道路整備に係る社会資本整備総合交付金等の増額により、前年度比1億7,065万7,000円、15.4%増の12億7,901万4,000円としました。

県支出金は、第77回国民体育大会に係る運営交付金や、選挙費委託金等の増額により、前年度比9,163万7,000円、13.7%増の7億6,044万4,000円としました。

繰入金は、ふるさと応援基金や森林環境促進整備基金のほか、不足財源について財政調整基金を計上し、前年度比1億7,701万8,000円、58.7%減の1億2,432万円としました。

市債は、新たに地域医療確保事業債を活用し、各種道路の整備に関して、市道整備事業債、辺地対策事業債を活用してまいります。また、臨時財政対策債については、令和4年度の国の地方財政計画を勘案し、1億5,000万円としたことから、全体で前年度比1億130万円、19.3%減の4億2,410万円としました。そのうち、合併特例債につきましては、前年度比980万円、21.6%増の5,510万円といたしました。

次に、歳出であります。

議会費は、定数減に伴う減額や、タブレット導入に伴う増額があるものの、前年度予算と同程度の1億3,371万9,000円としました。

総務費は、選挙費の増額により、前年度比4,262万4,000円、3.6%増の12億4,133万1,000円としました。

民生費は、前年度予算と同程度の36億748万円としました。

衛生費は、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費や、ごみ収集業務委託の更新等により、前年度比8,481万6,000円、6.7%増の13億4,225万2,000円としました。

農林水産業費は、下川井地区における農業基盤整備促進事業に取り組むための予算の計上等により、前年度比1,751万1,000円、5.8%増の3億2,056万3,000円としました。

商工費は、企業誘致事業費の減額により、前年度比3,890万1,000円、8.3%減の4億3,199万3,000円としました。

土木費は、トンネル照明設計業務委託や橋梁等点検業務委託の計上により、前年度比2,463万7,000円、3.2%増の7億9,810万1,000円としました。

消防費は、消防団員報酬の見直しに伴う増額はあるものの、消防水利施設整備費や災害対策費の減額等により、前年度比707万9,000円、1.1%減の6億1,012万9,000円としました。

教育費は、国体開催運営事業費等の増額により、前年度比1億1,958万円、10.5%増の12億5,406万6,000円としました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成比は、民生費32.3%、公債費12.4%、衛生費、12.0%、教育費11.2%の順となりました。また、性質別構成比は、補助費等が23.1%を占め、以下、人件費19.5%、物件費14.6%、扶助費14.2%の順となりました。

次に、議案第2号 令和4年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算でございます。

国民健康保険は、国民健康保険の財政運営主体が市から県に移行して4年が経過し、令和3年度に改定された第2期栃木県国民健康保険運営方針に沿って、県と連携を図りながら、国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めています。

それでは、まず、国民健康保険の特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和4年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比1.4%減の32億7,887万3,000円です。歳出の主な内容は、保険給付費が前年度比0.1%増の23億6,984万4,000円となり、歳出に占める割合が72.3%、次いで市が県に納める国民健康保険事業

費納付金が前年度比5.6%減の8億1,145万8,000円、歳出に占める割合が24.8%でございます。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。また、国民健康保険税につきましては、平成30年度の新国保制度移行、4年間据置きとしていましたが、本市の医療費負担が増額となっていること、また、将来的な県の国保税水準の統一化に向け、居住する市町による不公平を生じさせないよう、県の示す標準保険税率に段階的に是正する見直しを行うこととしたため、前年度比1,272万3,000円の増額としています。

なお、財源の不足分につきましては、財政調整基金から632万2,000円を繰り入れました。

次に、診療施設勘定でございます。

令和4年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比4.9%減の5,147万3,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の80.2%を占め、4,126万円、次いで、医業費が968万5,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であります。年々減少しており、診療所運営が厳しい状況にあります。そのため、財源の不足につきましては、診療所運営基金から1,500万円を繰り入れて対応することといたしました。

次に、議案第3号 令和4年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算でございます。

熊田診療所特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比2.4%減の4,635万6,000円あります。

歳出の主な内容は、総務費が74.7%を占め、続いて医業費が24.6%であります。

主な財源は、診療収入及びへき地診療所補助金であります。特に診療収入につきましては、年々減少していることから、財源の不足分は、一般会計及び診療所運営基金から繰り入れて対応することといたしました。

次に、議案第4号 令和4年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比約9.5%増の3億9,604万2,000円あります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が91.1%を占め、次いで健康診査事業が7.6%となっています。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち、後期高齢者医療保険料が全体の67.5%を占める2億6,746万円で、前年度比8.7%の増であります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対して減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を9,341万4,000円、事務費繰入金を1,421万5,000円、計上しております。

なお、令和4年度は、第8期後期高齢者医療保険料率の改定の年度であります。第7期剰余金と支払準備基金を活用することで、据置きとなっております。

次に、議案第5号 令和4年度那須烏山市介護保険特別会計予算でございます。

介護保険特別会計の歳入・歳出予算総額は、前年度比1,245万5,000円、0.4%増の28億5,548万4,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料をはじめ、国県支出金、支払基金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などがあります。

令和4年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画の2年目となり、引き続き、介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、万が一、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や、地域共生社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

さらに、地域包括ケアシステムの機能・強化を図るため、烏山地区、南那須地区に設置した地域包括支援センターと連携し、その高齢者が取り巻く環境に対し、きめ細かな相談・支援業務に応じるとともに、地域で支え合う支援体制づくりを進めるため、社会福祉協議会内に設置した生活支援コーディネーターの活用、南那須医師会との連携による在宅医療・介護連携推進事業を展開してまいります。

また、高齢化社会に関わる問題に広く対応するため、関係機関で構成する協議体により、地域の実情に応じた多様な生活支援・介護予防サービス提供の体制づくりを進めてまいります。

次に、議案第6号 令和4年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算でございます。

令和4年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比260万2,000円、4.1%減の6,049万8,000円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。財源につきましては、事業加入金、使用料、一般会計繰入金及び市債等をもって措置いたしました。

興野地区の農業集落排水事業は、平成12年1月の供用開始以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでおり、令和3年3月末の水洗化率は87.5%、年間汚水処理量は

10万6,000立方メートルであります。

次に、議案第7号 令和4年度那須烏山市下水道事業特別会計の予算でございます。

令和4年度の歳入・歳出予算総額は、前年度比254万4,000円、0.8%減の3億3,145万6,000円であります。

歳出の主な内容は、水処理センター等の維持管理費、下水道ストックマネジメント計画策定に係る施設整備費及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。

財源は、受益者負担金、下水道使用料、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債等であります。

公共下水道の烏山中央処理区は、平成15年3月に供用開始し、令和2年3月末の整備面積は約121.4ヘクタールで、水洗化率は39.1%、年間汚水処理量は17万7,000立方メートルであります。

また、特定環境保全公共下水道の南那須処理区は、平成10年3月に供用開始し、全体計画区域63.8ヘクタール全ての整備が完了しており、水洗化率は91.7%で、年間汚水処理は17万8,000立方メートルであります。

引き続き、水処理施設の良い維持管理と水洗化率の向上に努めてまいり所存であります。

最後に、議案第8号 令和4年度那須烏山市水道事業会計予算でございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と、水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和4年度当初予算の業務の概要は、給水戸数、1万162戸、年間給水量251万940立方メートル、1日平均給水量6,879立方メートルであり、主な建設改良事業費は、小倉・野上・鴻野山地内の配水管更新工事、城東浄水場送水ポンプ取替え工事等で2億1,747万円であります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計補助金等で、6億4,533万2,000円あります。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費、支払利息等で、5億4,166万円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金等で、1億2,608万2,000円あります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で4億4,547万9,000円であり

ます。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月7日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、令和4年度当初予算の質疑については、3月7日に行うことといたします。

◎日程第37 議案第35号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第35号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、過疎地域の要件である人口基準年の見直しが行われたことに伴い、本市の旧烏山町地域が過疎地域に指定されたところであります。

本計画は、過疎地域の持続的な発展を目指し、過疎指定に伴う国からの有利な財政支援措置を最大限に活用して、官民協働により取組を推進するために策定するものであります。

策定過程においては、外部有識者で構成する総合政策審議会において議論を重ねるとともに、栃木県との協議や、広く市民からの意見を拝聴するためパブリックコメントを実施し、その結果を反映して策定しております。

本件につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第37 議案第35号 那須烏山市過疎地域持続的発展計画の策定について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第38 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 続いて、日程第31 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。

この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、請願書第1号 国に対し水田活用の直接支払交付金における交付要件を見直すよう意見書の提出を求める請願書は、所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、明後日3月2日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

[午後 3時51分散会]